

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条—第3条）
- 第2節 組織（第4条—第9条）
- 第3節 職員組織（第10条）
- 第4節 評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会（第11条—第14条）
- 第5節 学年、学期及び休業日（第15条—第17条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
- 第2節 入学（第20条—第28条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第29条—第36条）
- 第4節 休学・転学及び退学（第37条—第43条）
- 第5節 卒業及び学位授与（第44条・第45条）
- 第6節 賞罰（第46条・第47条）
- 第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生（第48条—第53条）
- 第8節 検定料及び授業料等（第54条—第62条）
- 第9節 公開講座（第63条）
- 第10節 交通規制（第64条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学（以下「本学」という。）は、建学の理念「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを教育理念とする。
- 2 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに建学の理念及び教育理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする。
- 3 薬学部薬学科においては、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技能と問題解決能力を有する人材の養成を教育目的とする。
- 4 歯学部歯学科においては、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域のおよび国際的視野から歯科医学の発展及び歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学部看護学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護師や保健師など看護専門職業人の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学部福祉マネジメント学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を教育目的とする。
- 7 心理科学部臨床心理学科においては、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害、コミュニケーション障害を一生の出来事として受け止めることが出来る知性と感性を備えた公認心理師や産業カウンセラー、スクールカウンセラー等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を教育目的とする。

- 8 リハビリテーション科学部理学療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を教育目的とする。
- 9 リハビリテーション科学部作業療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を教育目的とする。
- 10 リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を教育目的とする。
- 11 医療技術学部臨床検査学科においては、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を教育目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

第2節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

薬学部

歯学部

看護福祉学部

心理科学部

リハビリテーション科学部

医療技術学部

2 前項の各学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1,000名 (入学定員 160名 2年次編入学定員 4名 3年次編入学定員 5名)

歯学部 歯学科 収容定員 480名 (入学定員 80名)

看護福祉学部 看護学科 収容定員 400名 (入学定員 100名)

福祉マネジメント学科 収容定員 330名 (入学定員 80名 3年次編入学定員 5名)

心理科学部 臨床心理学科 収容定員 300名 (入学定員 75名)

リハビリテーション科学部 理学療法学科 収容定員 320名 (入学定員80名)

作業療法学科 収容定員 160名 (入学定員40名)

言語聴覚療法学科 収容定員 240名 (入学定員 60名)

医療技術学部 臨床検査学科 収容定員 240名 (入学定員 60名)

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科を置く。

薬学研究科

歯学研究科

看護福祉学研究科

心理科学研究科

リハビリテーション科学研究科

医療技術科学研究科

3 大学院に関する規程は、別に定める。

(病院等)

第6条 本学に、歯学教育等に係る臨床・研究の場として機能するとともに、歯科及び医科の診療を通じて地域医療の向上に寄与するために、教育研究施設として北海道医療大学病院（以下「大学病院」という。）及び北海道医療大学歯科クリニック（以下「歯科クリニック」という。）を置く。

2 大学病院及び歯科クリニックに関する規程は、別に定める。

(総合図書館)

第7条 本学に総合図書館を置く。

2 総合図書館に関する規程は、別に定める。

(薬用植物園)

第8条 本学薬学部に、附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）を置く。

2 薬用植物園に関する規程は、別に定める。

(附属研究所等)

第9条 本学に研究所、研究施設及び教育学術支援のための組織（以下「附属研究所等」という。）を置くことができる。

2 附属研究所等に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に次に掲げる職員を置く。

(1) 教育職員（学長、教授、准教授、講師、助教、助手）

(2) 事務職員

(3) 技術職員

(4) 医療職員

第4節 評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会

(評議会)

第11条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 総合図書館長

(4) 各学部長

(5) 各研究科長

(6) 先端研究推進センター長

(7) 大学病院長

(8) 歯科クリニック院長

(9) 予防医療科学センター長

(10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長

(11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項

(2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項

(4) 学位授与の基本に関する事項

(5) 学生の学修評価の基本に関する事項

(6) 教育課程の編成の基本に関する事項

(7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項

(8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学各学部教授会を置く。

2 各学部の教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

3 各学部の教授会は、各学部に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学生の学修評価に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

(6) その他学部長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各学部の教授会は、前項に規定するもののほか、学部長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。

5 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(全学教育推進センター)

第13条 本学における教養教育等全学教育を円滑に推進するとともに、全学教育担当教員の学部横断的な教育・研究活動を促進するため、全学教育推進センターを置く。

2 全学教育推進センターに関し、必要な事項は別に定める。

(FD委員会)

第14条 本学に第3条の目的を達成し、教員の教育方法等に関わる能力開発 (Faculty Development 以下「FD」という。)を推進するため、FD委員会を置く。

2 FD委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、変更することがある。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時休業日を定めることがある。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は次の各号のとおりとする。

(1) 2年次編入学生 5年

(2) 3年次編入学生 4年

2 歯学部の修業年限は6年とする。

3 看護福祉学部の修業年限は4年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は2年とする。

- 4 心理科学部の修業年限は4年とする。
- 5 リハビリテーション科学部の修業年限は4年とする。
- 6 医療技術学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第19条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部並びに医療技術学部の学生は8年を超えて在学することはできない。

- 2 薬学部並びに歯学部の学生は12年を超えて在学することはできない。
- 3 第26条から第28条までの規定により入学または転学科した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1学年及び第2学年の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始とする。ただし、再入学及び転入学については、学期始とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出するものとする。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第25条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

- 2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。
- 3 保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定める。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) その他、各学部が定める編入学に関する規程により入学資格があると認められた者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

3 第1項第3号及び前項の定めに関わらず、歯学部、看護福祉学部看護学科、心理科学部、リハビリテーション科学部並びに医療技術学部については、欠員のある場合に限り編入学を志願する者の選考を行なうこととし、実施方法等は教授会においてその都度定める。

(転入学・転学科)

第27条 他大学の学生で当該大学長の承認を得て転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学の学生で、同一学部の他の学科あるいは異なる学部の学科への転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、学年始めに限り、原則として第1学年への転学科を許可することがある。

3 転入学および転学科に関する規程は別に定める。

(再入学)

第28条 本学を退学した者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程・授業科目)

第29条 本学の教育課程は、全学教育と専門教育からなる。

2 全学教育は、全学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

3 専門教育は、学部によって異なる専門性の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

4 各学部の授業科目、教職課程に関する科目及び単位、時間数は、別表に掲げるとおりとする。

5 学長が必要と認めたときは、各学年に配当する授業科目並びに時数を変更することがある。

6 第2項の全学教育に関し、必要な事項は、北海道医療大学全学教育科目規程の定めるところによる。

7 教職課程に関する科目は取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類に関するものとする。

(単位・時間数)

第30条 薬学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目36単位及び専門教育科目161単位、総計197単位以上修得しなければならない。

2 歯学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目54単位、専門教育科目229単位、総計283単位以上修得しなければならない。

3 看護福祉学部看護学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目32単位、専門教育科目103単位、総計135単位以上、福祉マネジメント学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目33単位、専門教育科目98単位、総計131単位以上修得しなければならない。

4 心理科学部臨床心理学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目100単位、総計127単位以上修得しなければならない。

5 リハビリテーション科学部理学療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目28単位、専門教育科目104単位、総計132単位以上、作業療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目28単位、専門教育科目106単位、総計134単位以上、言語聴覚療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目100単位、総計127単位以上修得しなければならない。

6 医療技術学部の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目29単位、専門教育科目111単位、総計140単位以上修得しなければならない。

7 各学部の編入学生が本学において修得すべき単位数は、他大学等において修得したと本学が認定した単位を勘案し、別に定めるものとする。

8 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、上記の各項に定める単位を修得するほか、別表に定める教職課程に関する科目から教育職員免許法及び同法施行細則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第32条 各学部における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

2 各学部の授業科目ごとの単位については、別表に掲げるとおりとする。

(本学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う本学以外における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、60単位を限度とする。

(1年間の授業期間)

第34条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(成績)

第35条 授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(その他)

第36条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、各学部の履修規程の定めるところによる。

2 看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコースにおいては、介護福祉士学校指定規則に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については履修の認定を行わない。

第4節 休学・転学及び退学

(休学)

第37条 疾病その他特別の理由により続けて2か月以上の期間、修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第19条の在学期間には算入されない。

(復学)

第39条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 学費等の納入を怠り督促してもなお納付しない者

(2) 第19条に定める在学年限を超えた者

(3) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(復籍)

第43条 前条第1号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第44条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部及び医療技術学部に4年以上、薬学部及び歯学部に6年以上在学し、第30条において各学部ごとに定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 薬学部に編入学後、2年次編入は5年以上、3年次編入は4年以上、看護福祉学部に編入学後2年以上在学し、第30条に定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第45条 学長は卒業した者に対して、学士の学位を授与することができる。

薬学部 学士(薬学)

歯学部 学士(歯学)

看護福祉学部

看護学科 学士(看護学)

福祉マネジメント学科 学士(臨床福祉学)

心理科学部

臨床心理学科 学士(臨床心理学)

リハビリテーション科学部

理学療法学科 学士(理学療法)

作業療法学科 学士(作業療法)

言語聴覚療法学科 学士(言語聴覚療法学)

医療技術学部

臨床検査学科 学士(臨床検査学)

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第47条 学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、当該学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号の一に該当する者に対し、退学を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくして出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第48条 特定の専門事項について、研究することを志願する者がいるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(臨床研究生)

第49条 大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の臨床研修を志願するものがあるときは、選考のうえ、臨床研究生として入学を許可することがある。

2 臨床研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新す

ることができる。

(聴講生)

第50条 特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合
に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第51条 本学において開設する一または複数の授業科目の履修を志願する本学の学生以外の者がある
ときは、各学部の教育に支障のない場合限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する
ことがある。

(外国人学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるとき
は、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生に対しては、全て本学則の規程を準用する。

(その他)

第53条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第8節 検定料及び授業料等

(学生納入金)

第54条 入学検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

(単位：円)

	薬学部	歯学部	看護福祉学部		心理科 学部	リハビリテーション科学 部			医療技 術学部	備考
			看護学 科	福祉マ ネジメ ント学 科	臨床心 理学科	理学療 法学科	作業療 法学科	言語聴 覚療法 学科	臨床検 査学科	
入学 検定 料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	大学入 学共通 テスト 以外
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	大学入 学共通 テスト
入学 金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	入学時
授業 料	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	第1学 年
	650,000	1,750,000	450,000	195,000	300,000	387,500	387,500	387,500	425,000	
	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期
	950,000	2,050,000	750,000	495,000	600,000	687,500	687,500	687,500	725,000	
	1,900,000	4,100,000	1,500,000	990,000	1,200,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,450,000	第2学 年以降

2 前項に規定する入学検定料は、前期又は後期入学試験の中で複数学科（同一学科を複数日受験する
場合も含む）に併願する場合も1学科分の金額とする。

3 編入学生の入学検定料、入学金、授業料の金額は、第1項に準ずる。

4 看護福祉学部看護学科及び福祉マネジメント学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限
する科目を履修する学生の特別実習費及び教職課程履修費の金額は、次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

教職課程履修費：50,000円

- 5 リハビリテーション科学部作業療法学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生のコース履修費の金額は、次のとおりとする。

音楽療法士コース履修費：50,000円

- 6 第1学年の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免対象者の前期・後期ごとの授業料は、授業料年額を均等に分割した金額とする。

(実験実習材料費)

第55条 学生は実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本学が指定する。

(授業料の納入)

第56条 授業料は学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納付することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

(復学等の場合の授業料)

第57条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第58条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第59条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(授業料等の徴収の猶予)

第60条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の徴収を猶予することがある。

- 2 授業料等納入猶予期間は、納入期限後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、第40条第1号により除籍とする。

(研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料)

第61条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

	研究生	臨床研究生	聴講生	科目等履修生	備考
	円	円	円	円	
検定料	3,000	3,000	5,000	10,000	
入学金	50,000	10,000	—	—	入学時のみ
履修登録料	—	—	—	15,000	
授業料	300,000	50,000	10,000	20,000	年額、聴講生および科目等履修生(1単位又は15時間)

(納入した授業料等)

第62条 納入した検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第63条 本学は公開講座を開くことができる。

第10節 交通規制

(交通規制)

第64条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため交通規制を行う。交通規制については、学生通則に定める。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年10月12日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第42条（学位の授与）については平成3年9月2日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第29条に定める平成5年度歯学部第2・3・4学年学生の単位時間数については、別表に定める通り141単位とする。

2 平成5年度から平成9年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
歯学部					
歯学科	700名	680名	660名	640名	620名
薬学部					
薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
衛生薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
看護福祉学部					
看護学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科	80名	160名	260名	360名	360名

医療福祉専攻 医療福祉学科 臨床心理専攻	50名	100名	170名	240名	240名
----------------------------	-----	------	------	------	------

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成8年3月31日以前に薬学部薬学科または同衛生薬学科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歯学部				
歯学科	640名	620名	600名	600名
薬学部				
薬学科	180名	120名	60名	
衛生薬学科	180名	120名	60名	
総合薬学科	120名	240名	360名	480名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科				
臨床心理専攻	240名	240名	240名	240名

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第29条第3項及び別表の規定は平成9年4月1日以降に1年次に入学した学生から適用する。
- 改正後の学則第29条第4項の規定は平成11年4月1日以降に3年次に編入学した学生から適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目及び医療福祉学科（臨床心理専攻）専門教育科目中、「音楽療法技術総論」、「音楽療法技術各論Ⅰ」、「音楽療法技術各論Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅰ」、「音楽表現技術Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅲ」、「音楽療法演習」、「音楽療法現場実習」については、平成9年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目中、「精神保健福祉論A」、「精神保健福祉論B」、「精神保健福祉論C」、「精神医学B」、「精神保健学A」、「精神保健学B」、「精神科リハビリテーション学A」、「精神科リハビリテーション学B」、「精神保健福祉援助技術総論A」、「精神保健福祉援助技術総論B」、「精神保健福祉援助技術各論A」、「精神保健福祉援助技術各論B」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習」については、平成12年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に薬学部または歯学部もしくは看護福祉学部医療福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成14年度から平成17年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
薬学部				
総合薬学科	520名	560名	600名	630名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	370名	380名
臨床福祉学科	100名	200名	290名	380名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	260名	160名	80名	0名
臨床心理専攻	190名	140名	70名	0名
心理科学部				
臨床心理学科	60名	120名	195名	270名
言語聴覚療法学科	50名	100名	165名	230名

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「歯科医学基礎講義Ⅰ」、「歯科医学基礎講義Ⅱ」、「歯科医学基礎講義Ⅲ」、「歯科医学研究A」、「歯科医学研究B」、「歯科医学研究C」については、平成17年4月1日現在で第2年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に薬学部に入学者については、従前の学則による。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「部分床義歯補綴学・同実習」、「全部床義歯補綴学・同実習」については、平成18年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科科目中、「キャリア・プランニングⅠ」、「キャリア・プランニングⅡ」については、平成18年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 5 平成18年度から平成23年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部						
薬学科	150名	300名	460名	620名	780名	940名
総合薬学科	470名	310名	150名	0名	0名	0名
歯学部						

歯学科	600名	600名	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部						
看護学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
心理科学部						
臨床心理学科	270名	270名	270名	270名	270名	270名
言語聴覚療法学科	230名	230名	230名	230名	230名	230名

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成18年10月1日より適用する。
- 改正後の学則第29条第2項及び別表の歯学部歯学科基礎教育科目並びに専門教育科目については、平成19年4月1日現在で2年から5年に在学する学生にも適用する。
- 第51条第1項の規定は平成19年4月1日以降に入学した学生から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成19年9月1日より適用する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部（学部共通自由選択科目）については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成24年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
薬学部				
薬学科	620名	780名	940名	940名
総合薬学科	0名	0名	0名	0名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名
心理科学部				
臨床心理学科	265名	260名	265名	270名
言語聴覚療法学科	227名	224名	227名	230名

- 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の全学教育科目及び専門教育科目については、平成21年4月1日以降に3年次に編入する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成22年4月1日現在で第2学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の「教職に関する科目」は、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学」については、平成23年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を205.5単位修得とする。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「口腔生命基礎科学」については、平成23年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を203.5単位修得とする。

附 則

- 1 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第4学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を履修することができる。
- 2 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第1ないし第3学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度第1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を、学則別表の履修年次の経過後であっても履修することができる。
- 3 平成23年夏期休業期間中に集中講義として開講された「日本国憲法」を履修した、看護福祉学部看護学科に在学する学生は前二項により「日本国憲法」を履修したものとする。
- 4 この学則は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、看護福祉学部看護学科、同臨床福祉学科、心理科学部臨床心理学科及び同言語聴覚療法学科の平成27年度及び平成28年度の収容定員は第4条第2項に定めるところによる。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部 薬学科	950名	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	580名	560名	540名	520名	500名
看護福祉部 看護学科	389名	398名	408名	—	—
臨床福祉学科	369名	358名	348名	—	—
心理科学部 臨床心理学科	277名	284名	294名	—	—
言語聴覚療法学科	238名	246名	253名	—	—

- 3 第51条第1項の規定は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 4 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目中専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年から第4学年に在学する学生にも適用する。この場合、当該別表中「必修138.5単位、選択31.5単位」とあるのは「必修140.5単位、選択29.5単位」とする。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科教育科目中全学教育科目および専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に入学した者で平成24年4月1日以降に復学した者及び留年者についても適用する。
- 7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科教育科目中全学教育科目及び専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年4月1日以降に3年次に編入学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部 薬学科	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部 看護学科	398名	408名	—	—
臨床福祉学科	358名	348名	—	—
心理科学部 臨床心理学科	284名	294名	—	—
言語聴覚療法学科	246名	253名	—	—
リハビリテーション科学部 理学療法学科	80名	165名	250名	—
作業療法学科	40名	85名	130名	—

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、第2・3・4・5・6学年に配当される科目は、平成25年4月1日現在で第2・3・4・5・6学年に在学する学生に適用し、当該学年以降にも配当する。

4 平成25年4月1日現在で第2学年から第6学年に在学する学生の卒業に必要な単位数は第29条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	全学教育科目 (基礎教育科目)	専門教育科目	総計
第2学年	66.0単位	230.7単位	296.7単位
第3学年	60.0単位	230.7単位	290.7単位
第4学年	58.0単位	228.6単位	286.6単位
第5学年	58.0単位	226.5単位	284.5単位
第6学年	40.0単位	202.4単位	242.4単位

附 則

この学則は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日現在で第1学年に在籍する学生に適用する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、第2・3・4学年に配当される科目については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生に適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目における実習科目の開講時期については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生にも適用する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年3月31日以前に心理科学部言語聴覚療法学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬学部 薬学科	980名	990名	1,000名
歯学部 歯学科	520名	500名	480名

看護福祉学部			
看護学科	—	—	—
臨床福祉学科	—	—	—
心理科学部			
臨床心理学科	—	—	—
言語聴覚療法学科	200名	140名	70名
リハビリテーション科学部			
理学療法学科	250名	—	—
作業療法学科	130名	—	—
言語聴覚療法学科	60名	120名	190名

4 改正後の第19条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日において現に第1学年又は第2学年に在籍する者の在学年限については、なお従前の学則による。

5 改正後の第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目については、平成27年4月1日以降に入学した者から適用する。

6 全学教育科目の基礎科目「人文社会科目」の備考欄に記載した事項は、平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

7 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。

8 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。

9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

10 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」については、平成28年度4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。

3 「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習指導」については、平成28年4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。

4 平成27年4月1日施行の改正学則附則第5項の規定にかかわらず、当該改正学則第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目の規定は、平成27年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成27年4月1日以降に入学した者と同一学年になった者にも適用する。

5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「外科・整形外科学」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する学生にも適用する。この場合、専門教育科目を235.2単位修得する。

6 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床研修A」、「海外臨床研修B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第4学年に在学する学生にも適用する。

7 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床実習A」、「海外臨床実習B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第5学年に在学する学生にも適用する。

8 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成28年4月1日以降に入学した者から適用する。

9 改正後の第19条第3項の規定は、施行日に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第51条第1項の規定は、平成29年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第1学年・第2学年に在学する学生にも適用する。この場合、全学教育科目を58.0単位、専門教育科目を239.2単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療コミュニケーション」については、平成29年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目「自然科学入門」については、平成29年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成29年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用し、薬学部専門教育科目「医療薬学Ⅰ実習」については、平成29年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成30年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成30年3月31日以前に心理科学部臨床心理学科に入学し、引き続き在学する学生は、学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目のうち、公認心理師科目を履修することができる。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科生物学」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年に在学する学生にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科医学研究Ⅰ」、「歯科医学研究Ⅱ」、「歯科医学研究Ⅲ」、「歯科医学研究Ⅳ」、「歯科医学研究Ⅴ」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外医療時事問題研究Ⅰ」、「海外医療時事問題研究Ⅱ」、「海外医療時事問題研究Ⅲ」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年から第4学年に在学する学生にも適用する。
- 6 「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成30年4月の第3学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成31年4月の第4学年より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度から平成33年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医療技術学部 臨床検査学科	60名	120名	180名

- 3 平成31年度から平成34年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
薬学部 薬学科	999名	998名	997名	996名

- 4 改正後の学則第29条第5項および別表の規程は、平成31年4月1日以降に第1学年に入学した者から適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成31年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成31年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

用する。

- 6 改正後の学則別表の心理学部全学教育科目については、平成31年3月31日以前に心理学部臨床心理学科に入学し、平成31年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

この学則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の薬学部薬学科全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯内療法学」については、令和2年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部看護学科及び同臨床福祉学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目のうち、「卒業研究」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科専門教育科目のうち、「福祉と当事者のリアルⅡ」及び「アダプテッド・スポーツ演習」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。
- 8 改正後の学則別表の心理学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に心理学部に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚療法学科の全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前にリハビリテーション科学部理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚療法学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 10 改正後の学則別表の医療技術学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に医療技術学部臨床検査学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 11 第52条第6項の規定は、令和2年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度から令和4年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	令和3年度	令和4年度
薬学部 薬学科	997名	996名
歯学部		

歯学科	—	—
看護福祉学部		
看護学科	409名	—
臨床福祉学科	334名	—
心理科学部		
臨床心理学科	302名	—
リハビリテーション科学部		
理学療法学科	330名	325名
作業療法学科	170名	165名
言語聴覚療法学科	250名	—
医療技術学部		
臨床検査学科	180名	—

- 3 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学総合演習」については、令和3年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和3年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 令和3年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 5 変更後の学則別表の心理科学部専門教育科目については、令和3年3月31日以前に心理科学部に入学し、令和3年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学特別演習Ⅳ」、「薬学特別演習Ⅴ」、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 3 令和4年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 4 看護福祉学部福祉マネジメント学科の学科名称は、令和4年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科の専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前にリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。
- 6 令和4年3月31日以前に医療技術学部に入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

薬学部薬学科教育科目

全学教育科目

種類	科目区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数												備考				
					1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年						
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
教養教育	導入科目	文章指導	2		30																
	教養科目	人間と思想		2	30														3 科目 6 単 位以上修得		
				2	30																
		人間と文化		2			30														
				2				30													
		人間と社会		2		30															
				2		30															
基礎教育	外国語科目	英語 I	1		30																
			1			30															
		英語 II	1		30																
			1				30														
		初修外国語		1		30															
			1			30															
	健康・運動科学科目	運動科	1		30																
		学演習		1		30															
	情報科学科目	情報科学	2		30																
	自然科学科目	物理数学		2		30															
					2		30														
		化学		1		20															
				1		20															
				1		20															
				1		20															
		生物学		2		30															
				2		30															
		自然科学入門			1	30															
					1		30														
					1	30															
				1		30															
自然科学実験			3		135																
	地域連携		2		30																

医療 基盤 教育	医療基盤科目		[2]			30	30										
		医療倫理	2			30											
	多職種連携	2		30													
			[2]														30

・全学教育科目36単位以上履修（必修28単位、選択8単位）
 ・単位数欄が [] の科目は、卒業単位に含まない。
 ・授業科目について配当単位の記載が複数ある場合は、複数の授業題目により行われることを示し、それぞれの授業題目を一つの授業科目として履修することができる。

専門教育科目

1 必修科目

系	授業科目	単位数		開講年次・時間数												備考			
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年					
				必 修	選 択	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
薬学 基礎	物理	分析化学Ⅰ	1			20													
		分析化学Ⅱ	2				30												
		無機薬化学	1				20												
		物理化学Ⅰ	2				30												
		物理化学Ⅱ	2					30											
		機器分析学	2						30										
		放射薬品学	2							30									
	化学	薬用植物学	1			20													
		基礎有機化学	1			20													
		生薬学	1				20												
		有機薬化学Ⅰ	2				30												
		有機薬化学Ⅱ	2					30											
		有機化学演習	1					30											
		有機薬化学Ⅲ	2						30										
		生体分子の化学	1							20									
	生物	医薬品化学	1								20								
		解剖生理学Ⅰ	1		20														
		解剖生理学Ⅱ	1			20													
		解剖生理学Ⅲ	1				20												
		基礎生化学	1				20												
		微生物学	1				20												
		臨床微生物学	1					20											
		代謝生化学	1					20											
		分子細胞生物学	2							30									
	衛生 薬学	免疫学	2								30								
		環境衛生学	2						30										
		公衆衛生学	2							30									
		衛生化学	1							20									
	毒性学	1							20										

		食品衛生学	2						30									
		毒性影響と評価	1						20									
医療 薬学	薬理 ／ 病態 ／ 薬物 治療	病態生理総論	1			20												
		薬理学総論	1			20												
		診断学	1				20											
		薬物療法学Ⅰ	1				20											
		薬物療法学Ⅱ	1					20										
		薬物療法学Ⅲ	1						20									
		薬物療法学Ⅳ	1							20								
		薬物療法学Ⅴ	1								20							
		薬物療法学Ⅵ	1									20						
		薬物療法学Ⅶ	1										20					
		薬物療法学Ⅷ	1											20				
		医薬品安全	1												20			
		臨床検査医学	1													20		
		薬剤		製剤学	1			20										
製剤工学	2						30											
生物薬剤学Ⅰ	2							30										
生物薬剤学Ⅱ	1								20									
薬物速度論	1									20								
薬物送達学	1										20							
臨床薬物動態学	2											30						
実務 薬学 ／ 社会 薬学 ／ 他	実務	実務薬学入門	1			20												
		医薬品情報学	1			20												
		実務薬学Ⅰ	2					30										
		実務薬学Ⅱ	2						30									
		地域医療学	2								30							
		薬剤疫学	1									20						
	法制	社会薬学Ⅰ	1							20								
		社会薬学Ⅱ	1									20						
	その他		基礎薬学概論	1		20												
			医療薬学概論	1			20											
薬学英语Ⅰ			1					30										
薬学英语Ⅱ			1										30					
統合 演習	実践	実務実習前実践演習Ⅰ	2										60					
		実務実習前実践演習Ⅱ	2											60				
		実務実習前実践演習Ⅲ	2												60			
		基礎薬学複合演習Ⅰ*	1													30		
		基礎薬学複合演習Ⅱ*	1														30	
		基礎薬学複合演習Ⅲ*	1														30	

複合	衛生薬学複合演習*	1															30			
	医療薬学複合演習Ⅰ*	1															30			
	医療薬学複合演習Ⅱ*	1															30			
	実務社会薬学複合演習*	1															30			
総合	薬学総合演習	10															300			
実習	基本	基礎薬学Ⅰ実習	2					90												
		基礎薬学Ⅱ実習	2					90												
		衛生薬学実習	2						90											
		基礎薬学Ⅲ実習	2							90										
		医療薬学Ⅰ実習	2								90									
		医療薬学Ⅱ実習	2									90								
	医療薬学Ⅲ実習	4											180							
	実務	実務実習(病院)	10															450		
		実務実習(薬局)	10															450		
研究	総合薬学研究	10															450			

2 選択科目

系	授業科目	単位数		開講年次・時間数												備考				
				1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年						
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
基礎 選択	医療推計学		1					20												
	有機構造分析学		1						20											
	局方試験法		1						20											
	生体機能診断学		1								20									
	臨床薬理学		1							20										
	遺伝子工学		1							20										
	漢方薬学概論		1							20										
	オリ ジナル 選択 科目	薬学特別演習Ⅰ		1			30													
		薬学特別演習Ⅱ		1					30											
		薬学特別演習Ⅲ		1					30											
		薬学特別演習Ⅳ		1							30									
		薬学特別演習Ⅴ		1							30									
		医療福祉活動演習 (コミュニケーション)		1										30						
		医療福祉活動演習 (福祉)		1										30						
		医療福祉活動演習 (在宅)		1										30						
グローバルコミュニケーションⅠ		1										30								
グローバルコミュニケーションⅡ		1										30								

	薬学基礎研究Ⅰ	[1]				30														
	薬学基礎研究Ⅱ	[1]						30												
	薬学基礎研究Ⅲ	[1]									30									
	医療データサイエンス入門Ⅰ	[2]										30								
	医療データサイエンス入門Ⅱ	[2]											30							
アド バン スト 選択	応用有機化学特論*	1											20							
	応用物理化学特論*	1											20							
	応用生物学特論*	1											20							
	応用衛生学特論*	1											20							
	臨床栄養学*	1																20		
	臨床画像解析学*	1																20		
	処方解析演習*	1																	30	
	看護実践学*	1																	20	
	フィジカルアセスメント*	1																		20
	レギュラトリーサイエンス*	1																		20
	ヘルスエコノミクス*	1																		20
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門教育科目161単位以上履修 (必修105単位、選択10単位、実習16単位、実務実習20単位、総合薬学研究10単位) ・ 単位数欄が [] の科目は、卒業単位に含まない。 ・ *は、アドバンスト教育科目を示す。 ・ 全学教育科目及び専門教育科目を総計197単位以上履修 (必修133単位、選択18単位、実習16単位、実務実習20単位、総合薬学研究10単位) 																			

歯学部歯学科〈全学教育科目〉

※5・6年には配当科目がないため省略

種類	科目区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考									
					1年		2年		3年		4年											
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期										
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	2			30																
			2		30																	
			2		30																	
			人間と思想		2	30															2 授業科目	
			人間と文化		2	30															4 単位以上	

	教養科目			2	30												修得		
		人間と社会		2		30													
		自然と科学		2		30											※リハと合同開講		
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ		1		30													
				1			30												
		英語Ⅱ		1		30													
				1			30												
				1				30											
				1					30										
		英語Ⅲ		1							30								1単位修得
				1								30							
		初修外国語		1			30												1授業科目
				1				30											2単位修得
			1					30											
			1						30										
	健康・運動科学科目	健康・運動科学演習		1		30													
				1			30												
	情報科学科目	情報処理演習		1		30													
		統計学		2			30												
	自然科学科目	物理学		2		30													
				2			30												
化学			2		30														
			2			30													
生物学			2		30														
			2			30													
自然科学実験			4		66	60													
医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携		(2)	30														
		医療倫理		2		30													
		多職種連携		2		30													
				2		30													
				(2)											30				
				2					30										
				2							30								
				2												30			
全学教育科目合計54単位修得（うち必修47単位）																			

* 単位欄の（ ）は自由選択科目であり、卒業単位には含まない。

歯学部歯学科専門教育科目

授業科目	単位	開講年次・時間数												計	備考		
		1年		2年		3年		4年		5年		6年					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				

歯学概論	2	30	30													60	
歯の解剖学	1	30														30	
歯の解剖学実習	2		60													60	
人体構造科学	2	30														30	
人体機能科学	2	30														30	
組織学・発生学	5			120	30											150	実習を含む。
解剖学・口腔解剖学	10			240	60											300	実習を含む。
生理学・口腔生理学	5			60	90											150	実習を含む。
生化学・口腔生化学	5			60	90											150	実習を含む。
微生物学・口腔微生物学	5			60	90											150	実習を含む。
歯科理工学Ⅰ	1		30													30	
歯科理工学Ⅱ	6			60	120											180	実習を含む。
薬理学・歯科薬理学	5					90	60									150	実習を含む。
病理学・口腔病理学	5					60	90									150	実習を含む。
臨床口腔病理学	2							60								60	実習を含む。
公衆衛生学	2				60											60	実習を含む。
口腔衛生学	4					60	60									120	実習を含む。
保存修復学	6					60	120									180	実習を含む。
歯内療法学	4							60	60							120	実習を含む。
歯周治療学	4							30	90							120	実習を含む。
固定性補綴学	8					120	120									240	実習を含む。
有床義歯補綴学	9							150	120							270	実習を含む。
口腔外科学Ⅰ	3							60	30							90	
口腔外科学Ⅱ	3							60	30							90	
歯科矯正学Ⅰ	2					30	30									60	
歯科矯正学Ⅱ	2								60							60	実習を含む。
小児歯科学Ⅰ	2					30	30									60	
小児歯科学Ⅱ	2								60							60	実習を含む。
歯科放射線学Ⅰ	1							30								30	
歯科放射線学Ⅱ	2								30	30						60	

専門

教育
科目

歯科麻酔学	2							30	30					60
外科・整形外科学	1					30								30
内科学	2							60						60
その他の隣接医学 (耳鼻咽喉科学、眼科学、小児科学、産婦人科学、皮膚科学、臨床検査学)	2									60				60
歯科生物学	1		30											
医事法学	1									30				30
医療コミュニケーション	1					30								30
社会歯科学	1								30					30
歯科医療行動科学	1								30					30
法医・歯学	1					30								30
材料学臨床総合演習	1					30								30
口腔生命基礎科学	3					30	60							90
高齢者歯科学	1								30					30
障害者歯科学	1								30					30
口腔インプラント学	1								30					30
臨床基礎学	4										120			120
医歯学統合講義	1									30				30
臨床実習Ⅰ	35									945	630			1575
臨床実習Ⅱ	8											342		342
歯科医学総合講義Ⅰ	11									330				330
歯科医学総合講義Ⅱ	38											780	360	1140
歯科医学研究Ⅰ	(1)		(30)											(30)
歯科医学研究Ⅱ	(1)			(30)										(30)
歯科医学研究Ⅲ	(1)				(30)									(30)
歯科医学研究Ⅳ	(1)							(30)						(30)
歯科医学研究Ⅴ	(1)									(30)				(30)
海外医療時事問題研究Ⅰ	(1)			(30)										
海外医療時事問題研究Ⅱ	(1)				(30)									
海外医療時事問題研究Ⅲ	(1)					(30)								
海外臨床研修A	(1)					(30)								(30)
海外臨床研修B	(2)					(60)								(60)

海外臨床実習 A	(1)									(30)			(30)
海外臨床実習 B	(2)									(60)			(60)

専門教育科目229単位修得

*単位欄の()は自由選択科目であり、卒業単位には含まない。

看護福祉学部 看護学科〈全学教育科目〉

種類	科目区分	授業科目	開講年次・時間数										備考		
			単位数		1年		2年		3年		4年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール		2	30									2単位以上修得	
	教養科目	人間と思想		2	30									3授業科目 6単位以上修得	
		人間と文化		2	30										
		人間と社会		2	(30)										
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1				30						必修科目を含め6単位以上修得		
			1				30								
		英語Ⅱ	1		30										
			1			30									
		初修外国語	1	(30)											
			1		(30)										
	健康・運動科学科目	健康・運動科学		2	30									必修科目を含め8単位以上修得	
		健康・運動科学演習		1		30									
	情報科学科目	情報科学		2		30									
		情報処理演習	1		30										
統計学		2		30											
自然科学科目	物理学		2	30											
	化学		2		30										
	生物学		2	30											
人文社会科目	社会学		2	30									8単位以上修得		
	経済学		2	30											
			2			30									
	法学		2	30											
			2		30										
	人類学		2		30										
心理学		2	30												
医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携		2	30								必修科目を含め2単位以上修得		
			2		30										
		多職種連携		1					30						

				2						30	
全学教育科目 合計32単位以上修得（うち必修8単位）											

*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

〈看護学科 専門教育科目〉

分類	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			計
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
I	看護学原論	2		30								30	必修科目12単位以上
	人間発達論	2		30								30	
	看護福祉学入門	2			30							30	
	臨床心理学	2			30							30	
	看護倫理	2						30				30	
	看護管理論	2							30			30	
	福祉と当事者のリアル I		2	30								30	
II	社会福祉概論	2		30								30	必修科目8単位以上
	家族看護学	1			15							15	
	多文化看護論		1								15	15	
	公衆衛生学 I	1				15						15	
	公衆衛生学 II	1									15	15	
	保健医療福祉制度と看護	1					15					15	
	セーフティマネジメント論	2									30	30	
III	医療概論	1		30								30	必修科目20単位以上
	人体構造機能学 I	1		30								30	
	人体構造機能学 II	1		30								30	
	人体構造機能学 III	1			30							30	
	人体構造機能学 IV	1			30							30	
	人体構造機能学演習	1				30						30	
	生化学	1				30						30	
	微生物学	1			30							30	
	薬理学	1				30						30	
	病理学	1			30							30	
	病態・疾患学	1				30						30	
	栄養学	1				30						30	
	成人病態と臨床実践 I	1				30						30	
	成人病態と臨床実践 II	1					30					30	
	成人病態と臨床実践 III	1					30					30	
	老年病態と看護	1					30					30	
	小児病態と看護	1					30					30	
母性病態と看護	1					30					30		
精神病態と看護	1					30					30		

	リハビリテーション法	1				30				30	
IV	看護技術論	2		30						30	必修科目63単位以上
	看護技術基礎演習	1		30						30	
	看護技術各論Ⅰ	1			30					30	
	看護技術各論Ⅱ	1				30				30	
	看護技術演習Ⅰ	1			30					30	
	看護技術演習Ⅱ	1				30				30	
	地域在宅看護学	2			30					30	
	在宅看護学各論	1				30				30	
	在宅看護学演習Ⅰ	1				30				30	
	在宅看護学演習Ⅱ	1					30			30	
	ヘルスプロモーション論	1				30				30	
	成人看護学	2		30						30	
	セルフマネジメント支援論	1				30				30	
	クリティカルケア論	1					30			30	
	成人看護学演習Ⅰ	1					30			30	
	成人看護学演習Ⅱ	1					30			30	
	がん看護学	2			30					30	
	老年看護学	2			30					30	
	老年看護学演習	1					30			30	
	小児看護学	2				30				30	
	小児看護学演習	1					30			30	
	母性看護学	2			30					30	
	母性看護学演習	1					30			30	
	精神看護学	2				30				30	
	精神看護学演習	1					30			30	
	皮膚・排泄ケア		1						15	15	
	キャリア開発論Ⅰ	1			15					15	
	キャリア開発論Ⅱ	1					15			15	
	看護実践統合演習	1						30		30	
	人々の暮らしを理解する実習	2			90					90	
	看護実践基盤実習	3					135			135	
	地域包括ケア実習	2							90	90	
	健康回復支援実習Ⅰ	3						135		135	
	健康回復支援実習Ⅱ	3							135	135	
	健康生活支援実習（老年期）	2						90		90	
	健康生活支援実習（こどもと家族）	2						90		90	
	健康生活支援実習（母子と家族）	2						90		90	
	健康生活支援実習（精神）	2						90		90	

	人々の暮らしを支援する 実習	2								90	90	
	卒業研究Ⅰ	1							30		30	
	卒業研究Ⅱ	3								90	90	
自由選択 科目	看護総合講義		2							30	30	自由選択科目※卒業 単位に含まない
専門教育科目 合計103単位以上修得												
看護学科 合計135単位以上修得												

看護福祉学部 福祉マネジメント学科〈全学教育科目〉

種類	科目区分	授業科目	開講年次・時間数								備考		
			単位数		1年		2年		3年			4年	
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール		2	30								2単位以上 修得
	教養科目	人間と思想		2	30								3授業科目 6単位以上 修得
		人間と文化		2	30								
		人間と社会		2		(30)							
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1				30						
			1				30						
		英語Ⅱ	1			30							
			1			30							
		初修外国語	1	(30)									
			1		(30)								
	健康・運動科学科目	健康・運動科学		2	30								必修科目を 含め6単位 以上修得
		健康・運動科学演習		1		30							
	情報科学科目	情報科学		2		30							
		情報処理演習	1		30								
		統計学	2		30								
	自然科学科目	物理学		2	30								
化学			2		30								
生物学			2	30									
人文社会科目	社会学		2	30								10単位以上 修得	
	経済学		2	30									
			2			30							
	法学		2	30									
			2		30								
	人類学		2		30								
心理学		2	30										

医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携		2	30							必修科目を含め3単位以上修得
		多職種連携		2	30							
				1					30			
				2						30		
全学教育科目 合計33単位以上履修（うち必修9単位）												

*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

〈福祉マネジメント学科 専門教育科目〉

分類	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			計
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
I	社会福祉原論	4				30	30					60	
	看護福祉学入門	2			30							30	
	社会心理学		2			30						30	
	ソーシャルワーク入門	2			30							30	
	福祉哲学と倫理		2							30		30	
	介護コミュニケーション論		4			30	30					60	
	福祉と当事者のリアルⅠ		2	30								30	
	福祉と当事者のリアルⅡ		1				15					15	
	臨床福祉学導入演習	1		30								30	
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2				30					30	
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2					30				30	
II	社会保障論	4				30	30					60	
	公的扶助論	2				30						30	
	地域福祉論	4				30	30					60	
	児童福祉論		2				30					30	
	障害者福祉論		2				30					30	
	家族福祉論		2					30				30	
	高齢者福祉論		2			30						30	
	認知症と生活支援						30					30	
	保健医療福祉論		2					30				30	
	医療ソーシャルワーク実践論		2							30		30	
	スクールソーシャルワーク論		2					30				30	
	精神保健福祉制度論		2						30			30	
	民法		2					30				30	
	行政法		2							30		30	
	医学一般	2				30						30	
	医学原論		1	30								30	
	精神医学		4			30	30					60	
	精神保健学Ⅰ		2			30						30	
	精神保健学Ⅱ		2				30					30	

Ⅲ	薬理学		2				30					30
	リハビリテーション論		2					30				30
	アダプテッド・スポーツ演習		1			30						30
	コーチング論		2				30					30
	障害基礎医学		2				30					30
	心身機能構造論		2					30				30
	認知症ケア論		2			30						30
	ソーシャルワーク論		4	30	30							60
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ		2			30						30
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ		2				30					30
	ソーシャルワーク方法論Ⅲ		2					30				30
	ソーシャルワーク方法論Ⅳ		2						30			30
	精神障害リハビリテーション論		2			30						30
	社会福祉調査法		2					30				30
	マーケティング論		2					30				30
	マネジメント論		2						30			30
	レクリエーションスポーツマネジメント		2							30		30
	社会福祉運営管理論		2					30				30
	介護管理論		2							30		30
	権利擁護・成年後見制度論	2								30		30
	司法福祉論		2							30		30
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1			30							30
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1				30						30
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1					30					30
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2					30	30			60
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1					45					45
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1.5					60					60
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2					45	45			90
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4						180			180
	介護概論Ⅰ		4	30	30							60
	介護概論Ⅱ		4			30	30					60
	介護概論Ⅲ		4					30	30			60

IV

生活支援技術論Ⅰ		4	30	30						60
生活支援技術論Ⅱ		4			60					60
生活支援技術論Ⅲ		4				60				60
生活支援技術論Ⅳ		2					30			30
生活支援技術論Ⅴ		4					60			60
生活支援技術論Ⅵ		2						30		30
医療的ケア		7				75	30			105
実地研修Ⅰ		0.5							15	15
実地研修Ⅱ		0.5							15	15
実地研修Ⅲ		0.5							15	15
実地研修Ⅳ		0.5							15	15
実地研修Ⅴ		0.5							15	15
介護過程論Ⅰ		2		30						30
介護過程論Ⅱ		4			30	30				60
介護過程論Ⅲ		4				30	30			60
介護総合演習Ⅰ		1	15	15						30
介護総合演習Ⅱ		1				30				30
介護総合演習Ⅲ		1					15	15		30
介護総合演習Ⅳ		1						30		30
介護実習Ⅰ		1	45							45
介護実習Ⅱ		3				135				135
介護実習Ⅲ		4					180			180
介護実習Ⅳ		2						90		90
精神保健福祉の理論と方法Ⅰ		2				30				30
精神保健福祉の理論と方法Ⅱ		2						30		30
精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ		1.5					15	30		45
精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ		1.5							45	45
精神保健福祉ソーシャルワーク実習		5						210		210
精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1						45		45
精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1							45	45
ソーシャルワーク応用実習		4							180	180
ソーシャルワーク応用実習指導		1							45	45
地域共生社会演習Ⅰ		2					60			60
地域共生社会演習Ⅱ		1						30		30
プロジェクト演習Ⅰ	1							30		30
プロジェクト演習Ⅱ	2								30	30
プロジェクト研究	4								30	30
社会福祉研究法	1							15		15

	臨床福祉総合講義		4							30	30	60	
	現代社会論		2								30	30	
スクール ソーシャル ワーク 教育課程	スクール（学校）ソ シヤルワーク演習		1						30			30	※卒業単位 に含む
	スクール（学校）ソ シヤルワーク実習指導		2							30		30	
	スクール（学校）ソ シヤルワーク実習		2							80		80	
専門教育科目 合計98単位以上履修													
福祉マネジメント学科 合計131単位以上履修													

看護福祉学部福祉マネジメント学科（教職に関する科目）

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教育原理	2			30								30	
教職入門	2			30								30	
教育社会学	2			30								30	
教育心理学	2			30								30	
特別ニーズ教育論	2									30		30	
教育課程論	2			30								30	

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
総合的な学習の時間の指導法	1								15			15	
特別活動の指導法	2				30							30	
教育の方法と技術	2					30						30	
生徒指導・進路指導論	2					30						30	
教育相談の理論と方法	2					30						30	

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜教育実践に関する科目＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教育実習指導	2								30			30	
教育実習	2									90		90	
教職実践演習（高）	2										60	60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

単位数	開講年次・時間数
-----	----------

授業科目	単位数		1年		2年		3年		4年		計	備考
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
法学（日本国憲法）		2		30							30	※教職課程必修
健康・運動科学論（運動科学論）		2	30								30	2科目のうち1科目 2単位以上選択必修
健康・運動科学論（運動科学演習）		1		30							30	
英語Ⅰ（英語コミュニケーションA）	1				30						30	
英語Ⅱ（英語B）	1			30							30	
情報処理演習（情報処理演習）	1		30								30	
情報科学（情報科学）		2		30							30	※教職課程必修

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜大学が独自に設定する科目＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
地域連携（地域ボランティア論）		2	30									30	
精神医学		4			30	30						60	
精神保健学Ⅰ		2			30							30	
学校教育の課題		2							30			30	
スクールソーシャルワーク論		2						30				30	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習		1						30				30	*
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導		2								30		30	*
スクール（学校）ソーシャルワーク実習		2								80		80	*

*スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程履修者のみ履修することができる。

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜教科及び教科の指導法に関する科目（公民）＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
法学（法学概論）		2	30									30	
民法		2					30					30	※教職課程（公民）必修
人間と社会（国際社会福祉論）		2		30								30	※教職課程（公民）必修
行政法		2							30			30	※教職課程（公民）必修
法学（日本国憲法）		2		30								30	※教職課程（公民）必修
地域福祉論	4				30	30						60	

家族福祉論		2					30				30	
現代社会論		2								30	30	※教職課程（公民） 必修
権利擁護・成年後見制度論	2									30	30	
社会保障論	4				30	30					60	
社会心理学		2			30						30	※教職課程（公民） 必修
福祉哲学と倫理		2								30	30	※教職課程（公民） 必修
公民総合		2								30	30	
公民科教育法	4									60	60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科<教科及び教科の指導法に関する科目（福祉）>

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
社会福祉原論	4				30	30					60	
ソーシャルワーク入門	2			30							30	
公的扶助論	2				30						30	
高齢者福祉論		2			30						30	※教職課程（福祉） 必修
児童福祉論		2				30					30	※教職課程（福祉） 必修
障害者福祉論		2				30					30	※教職課程（福祉） 必修
ソーシャルワーク論		4	30	30							60	※教職課程（福祉） 必修
ソーシャルワーク方法論Ⅰ		2			30						30	※教職課程（福祉） 必修
ソーシャルワーク方法論Ⅱ		2				30					30	※教職課程（福祉） 必修
保健医療福祉論		2					30				30	
医療ソーシャルワーク実践論		2								30	30	
介護総合演習Ⅰ		1	15	15							30	※教職課程（福祉） 必修
リハビリテーション論		2					30				30	※教職課程（福祉） 必修
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1					45					45	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	1.5					60					60	
医学一般	2				30						30	
心身機能構造論		2					30				30	※教職課程（福祉） 必修
認知症ケア論		2			30						30	※教職課程（福祉） 必修

障害基礎医学		2				30				30	*教職課程（福祉） 必修
福祉科教育法	4						60			60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜特別支援教育に関する科目（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別支援教育論	2					30					30	
知的障害者の心理・生理・病理	2					30					30	
肢体不自由者の心理・生理・病理	2					30					30	
病弱者の心理・生理・病理	2					30					30	
障害児教育の指導法	2						30				30	
統合教育	2						30				30	
知的・発達障害教育	2						30				30	
肢体不自由教育	2							30			30	
病弱教育	2							30			30	
視覚障害児教育論	2							30			30	
発達障害児教育論	2								30		30	
言語障害児教育論	2								30		30	
自立活動支援法		2							30		30	
重複障害児の指導法		2				30					30	
特別支援教育実習指導	2									30	30	
特別支援教育実習	2									90	90	

心理科学部＜全学教育科目＞

種類	科目区分	授業科目名	単位数		開講年次・時間数								備考		
					1年		2年		3年		4年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	2		30										
		文章指導		2	30										
	教養科目	人間と思想		2	(30)										
				2		(30)									
				2			(30)								
				2				(30)							
		人間と文化		2	(30)										
				2		(30)									
				2			(30)								
				2				(30)							
		人間と社会		2	(30)										
				2		(30)									
				2			(30)								
				2	(30)										

		自然と科学	2	(30)																	
			2		(30)																
			2			(30)															
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1	(30)															2 単位修得		
			1		(30)																
		英語Ⅱ	1			(30)															2 単位修得
			1				(30)														
		初修外国語		1	(30)																
				1		(30)															
				1			(30)														
				1				(30)													
				1	(30)																
				1		(30)															
				1				(30)													
				1	(30)																
	情報科学科目	情報科学		2		30															
		情報処理演習	1		(30)															2 単位修得	
		統計学	2			30															
	健康・運動科学科目	健康・運動科学		2		30															
	医療基盤教育	医療基盤科目	多職種連携	2	(30)																
2																			30		
地域連携			2	(30)																	
			2		(30)																
			2			(30)															
			2				(30)														
医療倫理		2	(30)																		
		2		(30)																	
		2			(30)																
		2				(30)															
全学教育科目 合計27単位以上修得（うち必修12単位）																					

*時間数を（ ）に設定している授業科目は、複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

<臨床心理学科 専門教育科目>

種類	科目区分	授業科目名	単位数		開講年次・時間数								備考							
					1年		2年		3年		4年									
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
公認心理師科目	心理学基礎科目	公認心理師の職責	2		30															
		心理学概論	4		60															

	臨床心理学概論	2		30									
	心理学研究法	2		30									
	心理学統計法Ⅰ	2		30									
	心理学統計法Ⅱ		2		30							*	
	心理学実験		2		90							*	
心理学発展科目	知覚・認知心理学		2		30								
	学習・言語心理学Ⅰ	2			30								
	学習・言語心理学Ⅱ		2			30						*	
	感情・人格心理学Ⅰ	2				30							
	感情・人格心理学Ⅱ		2				30					*	
	神経・生理心理学Ⅰ		2		30							*	
	神経・生理心理学Ⅱ		2			30						*	
	社会・集団・家族心理学Ⅰ	2			30								
	社会・集団・家族心理学Ⅱ		2				30						
	発達心理学Ⅰ	2			30								
	発達心理学Ⅱ		2			30						*	
	障害者・障害児心理学	2					30						
	心理的アセスメント		4		60								*
	心理学的支援法Ⅰ	2					30						
	心理学的支援法Ⅱ		2					30				*	
	実践心理学	健康・医療心理学Ⅰ	2				30						
健康・医療心理学Ⅱ			2				30					*	
福祉心理学		2						30					
教育・学校心理学Ⅰ		2				30							

		教育・学校心理学Ⅱ		2						30			*
		司法・犯罪心理学	2							30			
		産業・組織心理学		2				30					
	心理学関連科目	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ		2	30								
		人体の構造と機能及び疾病Ⅱ		2		30							
		精神疾患とその治療		2			30						*
		関係行政論		2						30			
	実習演習科目	心理演習		4						120			
		心理実習		2							90		
臨床心理 専門科目	研究	専門演習Ⅰ	2							60			
		専門演習Ⅱ	2								60		
		専門演習Ⅲ	2									60	
		心理文献購読Ⅰ		2							30		
		心理文献購読Ⅱ		2								30	
		心理情報処理		2				30					
臨床心理 専門科目	専門基盤科目	心理科学基礎Ⅰ		1		15							
		心理科学基礎Ⅱ		1			15						
		心理科学基礎Ⅲ		1				15					
		心理科学基礎Ⅳ		1					15				
		ジェンダー論		2				30					
		環境心理学		2				30					
		心理学の歴史		2						30			
		臨床心理学特別講義Ⅰ		2							30		
		臨床心理学特別講義Ⅱ		2								30	
		ソーシャルワーク概論		2						30			
		コミュニケーション科目	コミュニケーション実践論Ⅰ		2	30							

	コミュニケーション実践論Ⅱ	2		30							
	コミュニケーション実践論Ⅲ	2				30					
心理療法	心理療法の実際Ⅰ	2				30					
	心理療法の実際Ⅱ	2						30			
	心理療法の実際Ⅲ	2							30		
	心理療法の実際Ⅳ	2								30	
進路支援科目	キャリア・プランニングⅠ	2			30						
	キャリア・プランニングⅡ	2				30					
	キャリア・プランニングⅢ	2					30				
	キャリア・プランニングⅣ	2						30			
医療系科目	内科学	2			30						
	遺伝学	2					30				
	脳科学	2					30				
	公衆衛生学	2						30			
	小児科学	2					30				
産業心理科目	行動経済学	2						30			*
	労働安全衛生論	2				30					
専門教育科目 合計100単位以上修得											
合計127単位以上修得（必修52単位・選択75単位以上）											

※専門教育科目における選択科目中、「*」の科目より16単位以上修得。

リハビリテーション科学部 理学療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
導入科目	基礎ゼミナール	2		30									
	文章指導		2	30									
	人間と思想		2		30								2単位以上修得
			2	30									
			2	30									

全学教育科目	教養科目	人間と文化	2	30								2単位以上 修得	
			2	30									
全学教育科目	人間と社会		2	30								2単位以上 修得	
			2	30									
			2	30									
			2	30									
			2	30									
全学教育科目	健康・運動科学科目	健康・運動科学演習	1	30									
			1	30									
全学教育科目	外国語科目	英語Ⅰ	1	30								4単位以上 修得	
			1		30								
		英語Ⅱ	1		30			30					
		初修外国語		1			30						
				1			30						
				1		30							
	1			30									
全学教育科目	情報科学科目	情報処理演習	1	30									
		統計学	2			30							
全学教育科目	自然科学科目		2	30								6単位以上 修得	
			2		30								
			2	30									
			2		30								
			2		30								
全学教育科目	医療基盤科目	多職種連携	2	30									
			1				30						
			2						30			※	
		医療倫理	2		30								
		地域連携		2				30					
全学教育科目 合計28単位以上修得（うち必修18単位）													

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

リハビリテーション学部 理学療法学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考
				1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	解剖学Ⅰ	1		30								
	解剖学Ⅱ	1		30								
	解剖学実習	2				90						
	生理学Ⅰ	1		30								
	生理学Ⅱ	1		30								
	生理学実習	1		45								
	運動学Ⅰ	1		30								
	運動学Ⅱ	1		30								
	運動学実習	1				45						
	人間発達学	2		30								
	医学概論	1		15								
	病理学	2				30						

リハビリテーション基礎科目	整形外科学	3			45							
	内科学	3			45							
	神経学	3			45							
	高次脳機能障害学		1		15							
	小児科学	2			30							
	精神医学Ⅰ	2			30							
	精神医学Ⅱ		2		30							
	リハビリテーション医学	2			30							
	臨床心理学	1			15							
	薬理学	1			15							
	公衆衛生学	1		15								
	栄養学	1			15							
	リハビリテーション概論	2		30								
	社会保障制度論	1		15								
	障がい者当事者論	1			30							
	積雪寒冷地の生活と諸問題		1				30					
	医療数学入門		1	15								
	医療物理入門		1	15								
	医療生物入門		1	15								
理学療法専門科目	理学療法概論	2		30								
	理学療法管理・運営論	1								15		
	理学療法研究法	2				30						
	医療コミュニケーション	1				30						
	理学療法基礎評価学Ⅰ	2			60							
	理学療法基礎評価学Ⅱ	2			60							
	画像評価学	1						15				
	物理療法学	2					60					
	運動療法学Ⅰ	1			30							
	運動療法学Ⅱ	1				30						
	義肢装具学Ⅰ	1				30						
	義肢装具学Ⅱ	1					45					
	日常生活動作学Ⅰ	1			30							
	日常生活動作学Ⅱ	1				30						
	骨関節障害理学療法学	3					45					
	骨関節障害理学療法学演習	2						60				
	神経障害理学療法学	3					45					
	神経障害理学療法学演習	2						60				
	発達障害理学療法学	2					30					
	発達障害理学療法学演習	2						60				
	内部障害理学療法学Ⅰ	2					30					
	内部障害理学療法学Ⅱ	1					15					
	内部障害理学療法学演習	2						60				
	理学療法特講Ⅰ（徒手療法論）		1							30		
理学療法特講Ⅱ（ニュー		1								30		

	ロリハビリテーション)												
	理学療法特講Ⅲ（スポーツ障害）	1								30			
	理学療法特講Ⅳ（急性期内部障害）	1								30			
	理学療法特講Ⅴ（超音波画像解析）	1								30			
	国際協力と理学療法	1									15		
	地域理学療法学	2					30						
	地域理学療法学演習	1							30				
	生活環境論	1					15						
	臨床実習Ⅰ	1		45									
	臨床実習Ⅱ	2				90							
	臨床実習Ⅲ	7							315				
	臨床実習Ⅳ	8								360			
	臨床実習Ⅴ	2								90			
	理学療法総合講義	1									30		
	理学療法研究セミナーⅠ	2						60					
	理学療法研究セミナーⅡ	2									60		
自由選択科目	医療データサイエンス入門Ⅰ	2			30							自由選択科目※	
	医療データサイエンス入門Ⅱ	2			30								
専門教育科目 104単位以上修得													
理学療法学科 合計132単位以上（必修122単位、選択10単位以上）修得													

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

リハビリテーション科学部 作業療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
導入科目	基礎ゼミナール	2		30									
	文章指導		2	30									
教養科目	人間と思想		2	30								2単位以上修得	
			2	30									
	人間と文化		2	30								2単位以上修得	
			2	30									
	人間と社会		2	30								2単位以上修得	
			2	30									
		2	30										
健康・運動科学科目	健康・運動科学演習		1	30									
			1		30								
	英語Ⅰ		1	30									
			1			30							

全学教育科目	外国語科目	英語Ⅱ	1		30								4単位以上 修得	
				1			30							
		初修外国語		1			30							
				1			30							
				1		30								
			1		30									
	情報科学科目	情報処理演習	1		30									
		統計学	2			30								
	自然科学科目	自然科学入門		2		30								6単位以上 修得
				2		30								
				2		30								
				2		30								
				2		30								
	医療基盤科目	多職種連携	2		30									※
		多職種連携	1					30						
		多職種連携		2						30				
		医療倫理	2			30								
		地域連携		2						30				
	全学教育科目 合計28単位以上修得（うち必修20単位）													

※自由選択科目：卒業必要単位数には含まない。

リハビリテーション学部 作業療法学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
リハビリテーション基礎科目	解剖学Ⅰ	1		30									
	解剖学Ⅱ	1		30									
	解剖学実習	2				90							
	生理学Ⅰ	1		30									
	生理学Ⅱ	1		30									
	生理学実習	1		45									
	運動学Ⅰ	1		30									
	運動学Ⅱ	1		30									
	運動学実習	1				45							
	人間発達学	2		30									
	医学概論	1		15									
	病理学	2				30							
	整形外科学	3				45							
	内科学	3				45							
	神経学	3				45							
	高次脳機能障害学	1				15							
	小児科学	2				30							
	精神医学Ⅰ	2				30							
	精神医学Ⅱ	2				30							
	リハビリテーション医学	2				30							
臨床心理学	1				15								

薬理学	1				15					
公衆衛生学	1			15						
栄養学	1				15					
リハビリテーション概論	2		30							
社会保障制度論	1			15						
障がい者当事者論	1				30					
積雪寒冷地の生活と諸問題		1					30			
医療数学入門		1	15							
医療物理入門		1	15							
医療生物入門		1	15							
作業療法概論	2		30							
職業倫理・管理学	1								15	
作業療法技術学演習Ⅰ	1			30						
作業療法技術学演習Ⅱ	1					30				
作業療法研究法	1						15			
評価学概論	1				15					
身体機能評価学Ⅰ	2				60					
身体機能評価学Ⅱ	1					30				
画像評価学	1						15			
精神系評価学	1					30				
発達系評価学	1				30					
評価学実習	2					90				
日常生活援助学Ⅰ	1					30				
日常生活援助学Ⅱ	1						30			
身体障害作業療法学	2						60			
身体障害作業療法学実習Ⅰ	1						45			
身体障害作業療法学実習Ⅱ	1							45		
精神障害作業療法学	2						60			
精神障害作業療法学実習	1							45		
発達障害作業療法学	1					30				
発達障害作業療法学演習	1						30			
老年期障害作業療法学Ⅰ	1						30			
老年期障害作業療法学Ⅱ	1							30		
高次脳機能障害作業療法学	1						15			
高次脳機能障害作業療法学演習	1							30		
義肢装具学	1							30		
作業適用学演習	1					30				
音楽療法		1						15		

作業療法専門
科目

	音楽療法各論		1					15					
	ハンドセラピー	1						15					
	呼吸リハビリテーション学	1						15					
	地域作業療法学	2						30					
	地域作業療法学演習	1							30				
	就業援助論	1							15				
	臨床見学	1			45								
	評価実習	5							225				
	総合臨床実習Ⅰ	8								360			
	総合臨床実習Ⅱ	8								360			
	作業療法学総合講義	1									30		
	作業療法研究セミナーⅠ	2						60					
	作業療法研究セミナーⅡ	2								60			
自由選択科目	医療データサイエンス入門Ⅰ		2			30						自由選択科目※	
	医療データサイエンス入門Ⅱ		2			30							
音楽療法士コース科目	音楽理論	2		30									
	ソルフェージュ	2			60								
	器楽（鍵盤）	2			60								
	器楽（弦）	2				60							
	伴奏法	2				60							
	合唱	2						60					
	アンサンブル	2							60				
	即興演奏	2									60		
	教育相談（カウンセリング）	1										15	
	音楽療法各論Ⅱ	2								30			
	音楽療法総合演習	3									90		
専門教育科目 合計 作業療法学科106単位以上修得、音楽療法士コース130単位以上修得													
作業療法学科 合計134単位以上（必修126単位、選択8単位）、音楽療法士コース 合計158単位（必修150単位、選択8単位）以上修得													

※自由選択科目：卒業必要単位数には含まない。

リハビリテーション科学部 言語聴覚療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
導入科目	基礎ゼミナール	2		30									
	文章指導		2	30									
	人間と思想		2	30									1科目2単位以上修得
			2	30									
	人間と文化		2	30									

全学教育科目	教養科目		2	30																		
			2		30																	
		人間と社会		2	30																	
				2		30																
	健康・運動科学科目	健康・運動科学演習	1		30																	
			1			30																
	外国語科目	英語 I	1		30																	
				1			30															
		英語 II	1			30																
				1				30														
		初修外国語		1					30													
				1						30												
	情報科学科目	情報処理演習	1			30																
		統計学	2			30																
	自然科学科目	自然科学入門		2	30																	
				2		30																
				2	30																	
				2		30																
	医療基盤科目	多職種連携	2		30																	
		多職種連携	1							30												
多職種連携			2										30							※		
医療倫理		2			30																	
地域連携			2							30												
全学教育科目 合計27単位以上修得（うち必修16単位）																						

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

リハビリテーション科学部 言語聴覚療法学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考									
				1年		2年		3年		4年											
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期										
言語聴覚学総合教育	言語聴覚障害学概論	2			30																
	言語聴覚診断学総論	1				15															
	言語聴覚学総論 I	2								30											
	言語聴覚学総論 II	1								15											
	言語聴覚学総論 III	1								15											
	言語聴覚学総論 IV		4											60							
	言語聴覚学総論 V		4																60		
言語聴覚学総論 VI		2																	30		
	医療生物入門		1	15																	
	解剖生理学 I		2		60																
	解剖生理学 II		2			60															

言語聴覚学基盤教育

解剖生理学Ⅲ		2			30							
音声言語聴覚医学	3		45									
医学総論	1				15							
公衆衛生学		2			30							
病理学	1				15							
内科学	2				30							
小児科学	1.5				23							
耳鼻咽喉科学	2				30							
形成外科学	1				15							
精神医学	2				30							
神経学	2				30							
リハビリテーション医学	2					30						
歯科学総論	1					15						
口腔外科学	1					15						
音声学	2		30									
言語学	2.5			38								
音響学	3			45								
言語発達学	2				30							
日本語学		2			30							
心理言語学		2				30						
認知心理学	1.5		23									
学習心理学	1.5			23								
発達心理学	1.5			23								
生理心理学		1.5			23							
臨床心理学	1.5				23							
心理測定法	1.5				23							
リハビリテーション概論	2		30									
関係法規	1				15							
社会保障制度論	1						15					
英語論文講読		1.5						23				

言語聴覚障害学教育

失語症学Ⅰ	1				15							
失語症学Ⅱ	1.5					23						
高次脳機能障害学	1.5						23					
言語発達障害学Ⅰ	2					30						
言語発達障害学Ⅱ	2						30					
発声発語障害学Ⅰ	2.5					38						
発声発語障害学Ⅱ	2					30						
摂食嚥下障害学	2					30						
聴覚障害学Ⅰ	2					30						
聴覚障害学Ⅱ	2						30					
失語症学演習Ⅰ	1						30					
失語症学演習Ⅱ	1						30					
高次脳機能障害学演習	1						30					

言語発達障害学演習	2						60					
発声発語障害学演習Ⅰ	1						30					
発声発語障害学演習Ⅱ	2						60					
摂食嚥下障害学演習	1						30					
聴覚障害学演習Ⅰ	1.5					45						
聴覚障害学演習Ⅱ	1.5					45						
基礎実習	4							180				
総合実習	8								360			
研究法		1						30				
言語聴覚ゼミナールⅠ	1							30				
言語聴覚ゼミナールⅡ		1									30	1単位以上 修得
卒業研究		1								30		
専門教育科目100単位以上修得												
言語聴覚療法学科 合計127単位以上修得（必修111単位・選択16単位以上）												

医療技術学部 臨床検査学科 全学教育科目

種類	科目区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
					1年		2年		3年		4年				
					必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	1		30										
		文章指導	1			15									
	教養科目	人間と思想		2		30									2授業科目 4単位以上 履修
				2	30										
		人間と文化		2	(30)										
人間と社会		2		(30)											
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1		30									必修科目を 含め6単位 以上履修	
			1			30									
		英語Ⅱ	1			30									
			1				30								
		英語Ⅲ	1							30					
		初修外国語		1	30									2単位以上 修得	
				1		30									
				1	30										
			1		30										
	健康・運動科学科目	運動科学演習	1			30									
	情報科学	2				30							指定科目		

	情報科学科目	情報処理演習	1		30							指定科目
		統計学	1		15							
			2						30			
	自然科学科目	物理学	2		30							
		化学	2		30							
		生物学	2		30							
医療基盤教育	医療基盤科目	多職種連携	2		30							
		医療倫理	1	2		15				30		
全学教育科目 合計29単位以上履修（うち必修23単位）												

*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

医療技術学部 臨床検査学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門基礎科目	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ	1		30								
		解剖学Ⅱ	1			30							
		解剖学実習	1				45						
		生理学Ⅰ	1		30								
		生理学Ⅱ	1			30							
		生理学実習	1				30						
		生化学Ⅰ	1		30								
		生化学Ⅱ	1			30							
		生化学実習	1				30						
	医学検査の基礎とその疾病との関連	医学概論	1		30								
		病理学	1			30							
		薬理学	2					30					
		栄養学	2						30				
	保健医療福祉と医学検査	公衆衛生学	1			30							
		公衆衛生学実習	1				30						
		関係法規	1								30		
	医療工学及び情報科学	医療情報科学	1								30		
		医用工学概論	1				30						
		医用工学実習	1					45					
	臨床病態学	臨床病態学Ⅰ	1				30						
		臨床病態学Ⅱ	1					30					
臨床病態学Ⅲ		1					30						
臨床検査医学総論演習		1								30			
形態検査学		臨床血液学Ⅰ	1			30							
	臨床血液学Ⅱ	1				30							
	臨床血液学実習	2					90						
	臨床血液学演習	1								30			
	医療分子機能科		1								30		

專門科目	学													
	臨床病理検査学	1			30									
	臨床細胞診断学	1				30								
	臨床細胞病理学 実習	3					90							
	臨床細胞病理学 演習	1							30					
	分子細胞病理学		1							30				
	生物化学分析 検査学	臨床化学Ⅰ	1			30								
		臨床化学Ⅱ	1				30							
		臨床化学実習	2					90						
		臨床化学演習	1							30				
		先進医療検査学		1							30			
		臨床検査学総論 Ⅰ	1			15								
		臨床検査学総論 Ⅱ	1				30							
		臨床検査学総論 実習	1					45						
		臨床検査学総論 演習	1								30			
		核医学概論	1					30						
		遺伝子検査学	1				30							
		遺伝子検査学実 習	1					45						
		遺伝子・染色体 分析科学		1								30		
	病因・生体防 御検査学	免疫検査学Ⅰ	1			30								
		免疫検査学Ⅱ	1				30							
		免疫検査学実習	2					90						
		免疫検査学演習	1							30				
		輸血・移植学	2						30					
		輸血・移植学実 習	2								60			
		免疫細胞生物学		1								30		
		微生物学	1				15							
		臨床微生物学	1					30						
		微生物検査学	1						15					
		微生物学実習	3							90				
		臨床微生物学演 習	1									30		
		感染生物学		1								30		
寄生虫検査学演 習		1							30					
食品衛生学		1								30		食衛生管理 者 食品衛生監 視員		

生理機能検査学	臨床生理学Ⅰ	1				30						
	臨床生理学Ⅱ	1					30					
	臨床生理学実習	3						90				
	画像検査学	2							30			
	画像検査学演習	2								60		
	臨床生理学演習	1									30	
	実践超音波検査学		1									30
検査総合管理学	検査機器学	1			30							
	基礎機器分析演習	1			30							
	臨床検査管理学Ⅰ	2		30								
	臨床検査管理学Ⅱ	2				30						
	臨床検査管理学Ⅲ	2						30				
	保健医療福祉演習	1				30						
	チーム医療・コミュニケーション演習		1						30			
	総合臨床検査学演習Ⅰ	1					30					
	総合臨床検査学演習Ⅱ	1								30		
	総合臨床検査学演習Ⅲ	4									120	
医療安全管理学	医療安全管理学演習Ⅰ	1				30						
	医療安全管理学演習Ⅱ	1							30			
臨地実習	臨地実習	12							360			
卒業研究	卒業研究	6									180	
自由選択科目	基礎数学		1	15								
	基礎化学		1	15								
	基礎生物学		1	15								
	健康食品学		1								30	食品衛生管理者、食品衛生監視員、健康食品管理士
専門教育科目 合計111単位以上修得（うち必修110単位）												
臨床検査学科 合計140単位以上修得（必修133単位、選択7単位）												

※ 自由選択科目：卒業必要単位数には含まない。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員（第8条—第17条）
- 第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与（第18条—第24条）
- 第4章 教員組織と運営機構（第25条—第28条）
- 第5章 学年、学期、休業日（第29条—第31条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学（第32条—第45条）
- 第7章 入学検定料及び学納金（第46条—第48条）
- 第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生（第49条—第54条）
- 第9章 賞罰（第55条・第56条）
- 第10章 図書館、研究指導施設（第57条・第58条）

附則

第1章 総則

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。
- 2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
- 3 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
- 4 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 9 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
- 10 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。
- 11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を

教育目的とする。

12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

13 医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）においては、人々の健康増進と保健医療の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人の養成を教育目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

（研究科専攻）

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻

（課程）

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻 修士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限）

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

（収容定員）

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程（薬学専攻）

収容定員12名

歯学研究科博士課程（歯学専攻）	（入学定員3名） 収容定員72名 （入学定員18名）
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	収容定員30名 （入学定員15名）
看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）	収容定員10名 （入学定員5名）
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
（臨床福祉学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
心理科学研究科修士課程 （臨床心理学専攻）	収容定員40名 （入学定員20名）
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） （臨床心理学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
リハビリテーション科学研究科修士課程 （リハビリテーション科学専攻）	収容定員10名 （入学定員5名）
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程） （リハビリテーション科学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
医療技術科学研究科修士課程 （臨床検査学専攻）	収容定員8名 （入学定員4名）

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員

（履修方法）

第8条 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

2 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。

4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）、臨床福祉学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験

を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、60単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 9 医療技術科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

（教育課程）

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)―I・(B)―Iのとおりとする。

- 2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。
- 3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。
- 4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)のとおりとする。
- 5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(H)・(I)のとおりとする。
- 6 医療技術科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(J)のとおりとする。

（単位数）

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるところとし、1年単位で認めるものとする。
 - (1) 修士課程

3年又は4年

(2) 博士課程（後期3年の課程）

4年から6年

(3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程

5年から8年

（指導教員）

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

（授業科目の選定）

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

（教育方法の特例）

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

（特別聴講）

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

（デュアルディグリー・プログラム）

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

（単位認定）

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

（学位論文の提出）

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

（学位論文の審査）

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

（学位論文の評価）

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

（最終試験）

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

（課程修了の認定）

第23条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位

以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

- 2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 4 看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 6 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 9 医療技術科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 10 課程修了の認定は、学長が行う。

（学位の授与）

第24条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。

- 2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（歯学）の学位を授与する。
- 3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。
- 4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）博士課程（後期3年の課程）を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）の学位を授与する。
- 5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。
- 6 医療技術科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床検査学）の学位を授与する。
- 7 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

（教員組織）

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

（評議会）

第26条 本学に評議会を置く。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長

- (4) 各学部長
 - (5) 各研究科長
 - (6) 先端研究推進センター長
 - (7) 大学病院長
 - (8) 歯科クリニック院長
 - (9) 予防医療科学センター長
 - (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
 - (11) 学長が指名する教授
- 3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
 - (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
 - (4) 学位授与の基本に関する事項
 - (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
 - (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
 - (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
 - (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項
- 4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。
(研究科委員会)

第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 各研究科の教授
 - (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めたもの。
- 3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。
(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 創立記念日 10月10日
- (4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで

- (5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで
- (6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで
- 2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 看護福祉学研究科及び心理科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（6年課程）を卒業した者
 - (2) 修士の学位を有する者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならぬ。

(入学検定)

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

- 2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第37条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

- 2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。
- 3 学長は、保証人が不相当と認めるときは、その変更を命ずることができる。
- 4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないとき、第1項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

(1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程、リハビリテーション科学研究科修士課程又は医療技術科学研究科において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認められた者(ただし、休学期間を算入しない。)

(2) 第38条第2項に定める休学の期間満了後、第39条に定める復学願出のない者

(3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者

(4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	医療技術科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時のみ 本学卒業生免除

授業料			800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	修士課程 博士課程
	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円		

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。
- 3 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。
- 4 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。
特別実習費：50,000円
- 5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

- 6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。
1期 4月15日まで
2期 9月15日まで
- 7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。
（復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金）
- 第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。
- 2 前期若しくは後期中途中で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。
- 3 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。
- 4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。
（学納金の徴収の猶予）

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

- 2 学納金納入猶予期間は、納入期間後（1・2期とも）3か月以内とし、納入しない者は、学則第41条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

（外国人学生）

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 前項の選考方法は、学長が定める。
（入学志願）

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第32条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願出しなければならない。

（委託学生）

第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第31条及び第32条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のな

い限り、選考のうえ入学を許可する。

- 2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

- 2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

- 3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

- 2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

- 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

- 2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第17条の規定によるものとする。

- 3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

- 2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

- 3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第23条（学位の授与）については平成3年9月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表（A）、（B）については、平成7年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成8年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 平成8年度から平成9年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成8年度	平成9年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	24名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 平成9年度から平成10年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成9年度	平成10年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	48名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	15名	30名
（臨床福祉・心理学専攻）	15名	30名

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年度から平成13年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	30名	30名	30名
（臨床福祉・心理学専攻）	30名	30名	30名
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）			
（看護学専攻）	2名	4名	6名
（臨床福祉・心理学専攻）	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に看護福祉学研究科臨床福祉・心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 3 平成16年度から平成18年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
(臨床福祉・心理学専攻)	15名	—	—
(臨床福祉学専攻)	5名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(看護学専攻)	6名	6名	6名
(臨床福祉・心理学専攻)	4名	2名	—
(臨床福祉学専攻)	2名	4名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	10名	20名	20名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(臨床心理学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する
- 2 平成18年度から平成20年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(看護学専攻)	6名	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	5名	10名	10名

心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(臨床心理学専攻)	6名	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 平成22年度から平成23年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	16名	—
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	24名	—
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	3名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(看護学専攻)	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(臨床心理学専攻)	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名

附 則

- 学則別表(D)看護学専攻授業科目のうち「NP養成コース」に関する「高度実践看護学特論」、「高度実践看護学演習」、「病態治療論(高度実践看護)」、「薬理学特論(高度実践看護)」、「疾病予防・管理論」、「フィジカルアセスメント特論」、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、平成22年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- この学則は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に薬学研究科入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成24年度から平成27年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名	6名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	8名	4名	—	—
薬学研究科博士課程	3名	6名	9名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
(看護学専攻)	6名	6名	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名	6名
心理科学学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名	10名	10名
心理科学学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
(臨床心理学専攻)	6名	6名	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名	6名	6名

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成25年度から平成26年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程) (薬学専攻)	4名	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	6名	9名
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程) (看護学専攻)	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名
心理科学学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名

(言語聴覚学専攻) 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）	10名	10名
(臨床心理学専攻) (言語聴覚学専攻)	6名	6名
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	6名	6名
	5名	10名

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者は、従前の学則を適用する。
- 看護学専攻において、平成27年4月1日に在籍する第2学年以上の学生が当該変更後のカリキュラムの履修を希望する場合、それまでの単位修得状況等を考慮した上で履修を認めることがある。
- 平成27年度から平成28年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	—	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	—
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—	—
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） (看護学専攻)	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） (臨床心理学専攻)	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程） (リハビリテーション科学専攻)	2名	4名

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 平成30年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成30年度	
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	—	
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—	
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—	
	(臨床福祉学専攻)	—
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程) (看護学専攻)	—	
	(臨床福祉学専攻)	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	30名	
	(言語聴覚学専攻)	—
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程) (臨床心理学専攻)	—	
	(言語聴覚学専攻)	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—	
リハビリテーション科学研究科博士課程 (後期3年の課程) (リハビリテーション科学専攻)	—	

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した学生にも適用する。
- 3 平成30年3月31日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学則別表(D)・(E)看護福祉学研究科共通科目のうち、「スーパービジョン特論」については、令和2年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。
- 3 第8条第6項、第7項及び第23条については、平成31年4月1日以降に心理科学研究科に入学した者にも適用し、平成31年3月31日以前に心理科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する
- 2 令和5年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和5年度	
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—	
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—	
	(臨床福祉学専攻)	—
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
	(看護学専攻)	—
	(臨床福祉学専攻)	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	—	
心理科学研究科博士課程 (臨床心理学専攻)	—	
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—	
リハビリテーション科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
	(リハビリテーション科学専攻)	—
医療技術科学研究科修士課程 (臨床検査学専攻)	4名	

別表 (A) - I

薬学専攻			
博士課程			
授業科目	講義その他の区分	授業を行う年次	単位数
医療薬学基盤科目			
医薬品開発特論 I	講義	1・2	2
医薬品開発特論 II	〃	1・2	2
臨床薬理学特論	〃	1・2	2
生体機能解析学特論	〃	1・2	2
食品機能解析学特論	〃	1・2	2
予防医療学特論	〃	1・2	2
ゲノム解析学特論	〃	1・2	2
感染症学特論	〃	1・2	2
薬動学特論	〃	1・2	2
薬物分析化学特論	〃	1・2	2
医薬品作用学特論	〃	1・2	2
臨床薬物動態学特論	〃	1・2	2
薬剤疫学特論	〃	1・2	2
漢方薬学特論	〃	1・2	2
医療薬学応用科目			
画像診断学特論	講義	3・4	2
臨床診断学特論	〃	3・4	2
病態解析学特論	〃	3・4	2
地域医療実践学特論	〃	3・4	2
環境感染学特論	〃	3・4	2
レギュラトリーサイエンス特論	〃	3・4	2
医薬品情報演習	演習	3・4	2
E BM実践演習	〃	3・4	2
T DM実践演習	〃	3・4	2
薬物相互作用解析演習	〃	3・4	2
臨床薬学総合実習	実習	2～4	4
基盤研究科目			
実験計画演習	演習	1	2
情報処理演習	〃	1	2
基盤研究総合実習	実習	1	2
課題研究	実験	1～4	10
専門薬剤師科目			
専門薬剤師特別講義	講義	1～4	2

別表 (B) - I

区分	薬学専攻	
	授業科目等	修得単位数
必修	実験計画演習	2
	情報処理演習	2
	課題研究	10
選択	医療薬学基盤科目	10以上
	医療薬学応用科目	6以上
合計		30以上
備考	・専門薬剤師科目は修了必要単位数に含まない。	

別表(C)

授業科目	講義その他の区分	単位数	備考
【研究コース】			
<解剖学>			
解剖学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔解剖学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<組織学>			
組織学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔組織学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<生理学>			
人体生理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔生理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<生化学>			
生化学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔生化学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<臨床口腔病理学>			
病理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔病理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<微生物学>			
微生物学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔微生物学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<薬理学>			
薬理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯科薬理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<生体材料工学>			
生体材料工学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯科生体材料工学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<保健衛生学>			
保健衛生学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔保健衛生学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<歯周歯内治療学>			

歯周病学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯内療法学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< う蝕制御治療学 >			
う蝕制御治療学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
う蝕制御治療学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 咬合再建補綴学 >			
全部床義歯補綴学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
部分床義歯補綴学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< クラウンブリッジ・インプラント補綴学 >			
歯冠補綴学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
橋義歯補綴学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 組織再建口腔外科学 >			
口腔外科学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔外科学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 顎顔面口腔外科学 >			
口腔外科学特論 III	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔外科学特論 IV	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 口腔再生医学 >			
口腔再生医学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔再生医学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 高齢者・有病者歯科学 >			
高齢者・有病者歯科学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
高齢者・有病者歯科学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 歯科矯正学 >			
歯科矯正学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯科矯正学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 小児歯科学 >			
小児歯科学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
小児歯科学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	

< 歯科放射線学 >			
歯科放射線学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯科放射線学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
< 歯科麻酔学 >			
歯科麻酔学特論 I	講 義	2	
同実習	実 習	4	
歯科麻酔学特論 II	講 義	2	
同実習	実 習	4	
(共通科目)			
歯科医学課題研究	講 義	4	
歯科医学特別演習	講 義	4	
歯科総合治療学 I	講 義	2	
歯科総合治療学 II	講 義	2	
歯科医学研究総論	講 義	2	
研究方法論 I	講 義	1	
研究方法論 II	講 義	1	
(特論科目)			
歯科医学特論 I	講 義	1	
歯科医学特論 II	講 義	1	
歯科医学特論 III	講 義	1	
歯科医学特論 IV	講 義	1	
歯科医学特論 V	講 義	1	
歯科医学特論 VI	講 義	1	
歯科医学特論 VII	講 義	1	
歯科医学特論 VIII	講 義	1	
病態生理学特論	講 義	1	
細胞生物学特論	講 義	1	
分子生命科学特論	講 義	1	
内科学特論	講 義	1	
内科系疾病学特論	講 義	1	
外科系疾病学特論	講 義	1	
医薬品情報科学特論	講 義	1	
遺伝医学・医療特論	講 義	1	
生殖医療文化学特論	講 義	1	
感染症学特論	講 義	1	
腫瘍学特論	講 義	1	
臨床腫瘍・感染症学特論	講 義	1	
臨床小児医学・臨床遺伝学特論	講 義	1	
心身医学特論	講 義	2	
臨床心理学特論	講 義	1	
非言語行動学特論	講 義	2	
ヘルスケア特論	講 義	1	
医療社会学特論	講 義	1	
在宅ケア特論 I	講 義	1	
在宅ケア特論 II	講 義	1	
在宅ケア特論 III	講 義	1	
在宅ケア特論 IV	講 義	1	

在宅ケア特論Ⅴ	講義	1	
在宅ケア特論Ⅵ	講義	1	
(自由選択科目)			
日本語コミュニケーション	講義	(2)	
<p>1 ()は専攻科目を示す。</p> <p>2 単位数欄が()の科目は、自由選択科目を示し、修了単位に含まない。</p> <p>3 各専攻に関わる授業科目から12単位、他の専攻に関わる授業科目、共通科目、特論科目のうちから18単位以上、計30単位以上を修得するものとする。</p>			
【認定医・専門医養成コース】			
<口腔外科>			
口腔外科学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯周病>			
歯周病学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<小児歯科>			
小児歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯科麻酔>			
歯科麻酔学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<保存治療>			
保存治療学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<接着歯科治療>			
接着歯科治療学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<レーザー歯学>			
レーザー歯学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<補綴歯科>			
補綴歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<口腔インプラント>			
口腔インプラント学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯科審美>			
歯科審美学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	

<矯正歯科> 矯正歯科学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<顎関節> 顎関節症学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<口腔衛生> 口腔衛生学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<障害者歯科> 障害者歯科学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<歯科放射線> 歯科放射線学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<老年歯科> 老年歯科学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<口腔病理> 口腔病理学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
<歯科心身医学> 歯科心身医学特論 同実習 同臨床実習	セミナー 実習 臨床	2 2 10	
(必修科目) 歯科医学研究総論* E B M総論*	講義 講義	2 2	
<p>1 〈 〉 は認定医・専門医を示す。 2 *は1年次の必修科目 3 必修科目4単位、各専攻認定医・専門医に関わる授業科目14単位以上および研究コースの共通科目、特論科目のうちから12単位以上、計30単位以上を修得するものとする。</p>			

別表 (D)

看護学専攻 (博士前期課程)

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[看護学専攻コア科目] 【基礎・統合領域】 看護学特論 I				
基礎看護学特論 I	1		2	
看護管理学特論 I	1		2	
地域看護学特論 I	1		2	

在宅看護学特論Ⅰ	1	2	
感染看護学特論Ⅰ	1	2	
高度実践看護学特論Ⅰ	1	2	
看護学特論Ⅱ			・特論Ⅱは、当該専攻分野の特論Ⅰを履修した者を対象とする
在宅看護学特論Ⅱ	1	2	
感染看護学特論Ⅱ	1	2	
高度実践看護学特論Ⅱ	1	2	
看護学演習Ⅰ			
基礎看護学演習Ⅰ	1	2	
看護管理学演習Ⅰ	1	2	
地域看護学演習Ⅰ	1	2	
在宅看護学演習Ⅰ	1	2	
感染看護学演習Ⅰ	1	2	
高度実践看護学演習Ⅰ	1	2	
看護学演習Ⅱ			
基礎看護学演習Ⅱ	1・2	2	
看護管理学演習Ⅱ	1・2	2	
地域看護学演習Ⅱ	1・2	2	
在宅看護学演習Ⅱ	1・2	2	
感染看護学演習Ⅱ	1・2	2	
高度実践看護学演習Ⅱ	1・2	2	
看護学演習Ⅲ			・演習Ⅲは、当該専攻分野の演習Ⅰ・Ⅱを履修した高度実践コースの者を対象とする。
在宅看護学演習Ⅲ	1・2	2	
感染看護学演習Ⅲ	1・2	2	
高度実践看護学演習Ⅲ	1・2	2	
【発達・障害領域】			
看護学特論Ⅰ			
小児看護学特論Ⅰ	1	2	
母性看護学特論Ⅰ	1	2	
成人看護学特論Ⅰ	1	2	
老年看護学特論Ⅰ	1	2	
精神看護学特論Ⅰ	1	2	
がん看護学特論Ⅰ	1	2	
看護学特論Ⅱ			・特論Ⅱは、当該専攻分野の特論Ⅰを履修した者を対象とする
成人看護学特論Ⅱ	1	2	
老年看護学特論Ⅱ	1	2	
精神看護学特論Ⅱ	1	2	
がん看護学特論Ⅱ	1	2	
看護学演習Ⅰ			
小児看護学演習Ⅰ	1	2	
母性看護学演習Ⅰ	1	2	
成人看護学演習Ⅰ	1	2	
老年看護学演習Ⅰ	1	2	
精神看護学演習Ⅰ	1	2	
がん看護学演習Ⅰ	1	2	
看護学演習Ⅱ			
小児看護学演習Ⅱ	1・2	2	
母性看護学演習Ⅱ	1・2	2	
成人看護学演習Ⅱ	1・2	2	
老年看護学演習Ⅱ	1・2	2	

精神看護学演習Ⅱ	1・2		2	・演習Ⅲは、当該専攻分野の演習Ⅰ・Ⅱを履修した高度実践コースの者を対象とする。
がん看護学演習Ⅱ	1・2		2	
看護学演習Ⅲ				
成人看護学演習Ⅲ	1・2		2	
老年看護学演習Ⅲ	1・2		2	
精神看護学演習Ⅲ	1・2		2	
がん看護学演習Ⅲ	1・2		2	
臨地実習				臨地実習ⅡおよびⅢは高度実践コースの者を対象とし、臨地実習Ⅳは高度実践コース（NP養成課程）の者を対象とする。
臨地実習Ⅰ	1	2		
臨地実習Ⅱ	2		4	
臨地実習Ⅲ	2		4	
臨地実習Ⅳ	2		6	
課題研究				・臨床看護学課題研究は、高度実践コースの者を対象とする。
看護学課題研究	2		6	
臨床看護学課題研究	2		2	
[看護学専攻選択科目]				*を付した6科目は高度実践コースの者を対象とする。
看護管理特論	1・2		2	
看護理論特論	1・2		2	
看護倫理特論	1・2		2	
コンサルテーション論	1・2		2	
在宅ケアマネジメント論	1・2		2	
在宅看護管理論	1・2		2	
感染症学特論	1・2		2	
感染予防学特論	1・2		2	
感染制御薬理学特論	1・2		2	
精神障害者治療支援技法論	1・2		2	
腫瘍学特論	1・2		2	
在宅医療薬理学論	1・2		1	
保健医療福祉論	1・2		2	
家族ケア論	1・2		2	
臨床解剖生理学論（高度実践）*	1・2		2	
病態生理学論（高度実践）*	1・2		2	
薬理学特論（高度実践）*	1・2		2	
疾病予防・管理論（高度実践）*	1・2		2	
ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）*	1・2		2	
ヘルスアセスメント特論Ⅱ（高度実践）*	1・2		2	
看護教育特論	1・2		2	
看護学教育基礎論	1・2		2	
看護学教育基礎演習	1・2		4	
[看護福祉学研究科共通科目]				研究方法論を含む2科目4単位以上を履修すること
研究方法論	1	2		
研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	

地域生活ケア論Ⅰ（老年者）	1・2	1
地域生活ケア論Ⅱ（精神障害）	1・2	1
地域生活ケア論Ⅲ（緩和ケア）	1・2	1
地域生活ケア論Ⅳ（子ども）	1・2	1
異分野連携実践論	1・2	2
遺伝医学・医療論	1・2	1
ヘルスプロモーション論	1・2	2
精神医学特論	1・2	2
カウンセリング	1・2	2
生殖医療文化論	1・2	1

<修士課程修了要件>

- 1) 看護学専攻コア科目のうち、専攻分野の特論Ⅰにおける2単位と演習Ⅰ・Ⅱにおける4単位、臨地実習Ⅰの2単位は必修科目とする。
- 2) 「看護学課題研究」6単位を修得する。ただし、高度実践コースの者は、「臨床看護学課題研究」2単位をもって替えることができる。
- 3) その他、看護学専攻コア科目、看護学専攻選択科目および看護福祉学研究科共通科目から18～22単位以上を修得する。
- 4) 原則として2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

<資格等取得に係る要件>

- 1) 高度実践コース（CNS教育課程）の者が、専門看護師資格審査の受験資格を取得するためには、上記の修了要件を満たすほか、別に分野ごとに指定する科目の修得が必要である。
- 2) 高度実践コース（NP養成課程）の者は、上記の修士課程修了要件を満たすほか、別に指定する科目の修得が必要である。また、当該コースの別に指定する科目は、厚生労働省の定める特定行為研修として指定されている科目を含む。
- 3) 高度実践コース（NP養成課程）を修了するには、コースで行う修了試験に合格することが必要である。

別表（D）

看護学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[看護学専攻科目]				
【基礎・統合領域】				
基礎・統合看護論				
基礎看護論	1・2		2	
看護管理論	1・2		2	
地域看護論	1・2		2	
感染看護論	1・2		2	
基礎・統合看護論演習				
基礎看護論演習	1・2		4	
看護管理論演習	1・2		4	
地域看護論演習	1・2		4	
感染看護論演習	1・2		4	
【発達・障害領域】				
発達・障害看護論				
小児看護論	1・2		2	
母性看護論	1・2		2	
成人看護論	1・2		2	
老年看護論	1・2		2	

精神看護論	1・2		2	
がん看護論	1・2		2	
発達・障害看護論演習				
小児看護論演習	1・2		4	
母性看護論演習	1・2		4	
成人看護論演習	1・2		4	
老年看護論演習	1・2		4	
精神看護論演習	1・2		4	
がん看護論演習	1・2		4	
看護学特別研究	1～3	6		
[看護学専攻選択科目] 【高度実践看護領域】 高度実践看護論 ヘルスアセスメント開発論	1・2		2	
[看護福祉学研究科共通科目] 病気・障害認識論 認知症ケア論 緩和ケア論 医療人類学論 疫学的研究方法論 現象学的研究方法論	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2		1 1 1 1 1 1	
<p>< 修了要件 ></p> <p>1) 看護学専攻科目は、専攻領域の看護論科目 2 単位並びに演習科目 4 単位と「看護学特別研究」の 6 単位を含む合計 12 単位以上を修得する。</p> <p>2) 看護福祉学研究科共通科目は選択履修とする。</p> <p>所定の授業科目について 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>				

別表 (E)

臨床福祉学専攻 (博士前期課程)

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[臨床福祉学専攻コア科目] 【基礎領域】 臨床福祉学特論 社会福祉学原理特論 臨床福祉学演習 I 社会福祉学原理演習 I 臨床福祉学演習 II 社会福祉学原理演習 II	1 1 1・2		2 2 2	
【援助領域】 臨床福祉学特論 障害福祉学特論 高齢者福祉学特論 児童福祉学特論 臨床福祉学演習 I 障害福祉学演習 I 高齢者福祉学演習 I 児童福祉学演習 I 臨床福祉学演習 II	1 1 1 1 1 1 1		2 2 2 2 2 2 2	

障害者福祉学演習Ⅱ	1・2		2	
高齢者福祉学演習Ⅱ	1・2		2	
児童福祉学演習Ⅱ	1・2		2	
【俯瞰領域】				
臨床福祉学特論				
福祉疫学特論	1		2	
教育福祉学特論	1		2	
臨床福祉学演習Ⅰ				
福祉疫学演習Ⅰ	1		2	
教育福祉学演習Ⅰ	1		2	
臨床福祉学演習Ⅱ				
福祉疫学演習Ⅱ	1・2		2	
教育福祉学演習Ⅱ	1・2		2	
臨地実習				
臨床福祉学実習	1	2		
課題研究				
臨床福祉学課題研究	2		6	・臨床福祉学実践課題研究は、高度実践コースの者を対象とする。
臨床福祉学実践課題研究	2		2	
[臨床福祉学専攻選択科目]				
社会福祉政策学特論	1・2		2	} スーパービジョン特論およびアドミニストレーション特論は高度実践コースの必修科目とする
地域福祉情報論	1・2		2	
障害福祉研究	1・2		2	
福祉教育研究	1・2		2	
ソーシャルワーク特論	1・2		2	
スーパービジョン特論	1・2		2	
アドミニストレーション特論	1・2		2	
医療福祉学研究	1・2		2	
[看護福祉学研究科共通科目]				
研究方法論	1	2		} 研究方法論を含む2科目4単位以上を履修すること
研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
地域生活ケア論Ⅰ（老年者）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅱ（精神障害）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅲ（緩和ケア）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅳ（子ども）	1・2		1	
異分野連携実践論	1・2		2	
遺伝医学・医療論	1・2		1	
ヘルスプロモーション論	1・2		2	
精神医学特論	1・2		2	
カウンセリング	1・2		2	
生殖医療文化論	1・2		1	

< 修士課程修了要件 >

- 1) 臨床福祉学専攻コア科目のうち、専攻分野の特論科目2単位と演習Ⅰ・Ⅱにおける計4単位、臨地実習の2単位は必修科目とする。
- 2) 「臨床福祉学課題研究」6単位を修得する。ただし、高度実践コースの者は、「臨床福祉学

実践課題研究」2単位をもって替えることができる。

3) その他、臨床福祉学専攻コア科目、臨床福祉学専攻選択科目および看護福祉学研究科共通科目から18～22単位以上を修得する。

4) 原則として2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表 (E)

臨床福祉学専攻 (博士後期課程)

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[臨床福祉学専攻科目]				
【基礎領域】				
福祉原論				
福祉原理論	1・2		2	
福祉原論演習				
福祉原理論演習	1・2		4	
【援助領域】				
福祉援助論				
障害福祉論	1・2		2	
精神保健福祉論	1・2		2	
高齢者福祉論	1・2		2	
児童福祉論	1・2		2	
福祉援助論演習				
障害福祉論演習	1・2		4	
精神保健福祉論演習	1・2		4	
高齢者福祉論演習	1・2		4	
児童福祉論演習	1・2		4	
【俯瞰領域】				
福祉展開論				
地域福祉論	1・2		2	
教育福祉論	1・2		2	
福祉展開論演習				
地域福祉論演習	1・2		4	
教育福祉論演習	1・2		4	
臨床福祉学特別研究	1～3	6		
[看護福祉学研究科共通科目]				
病気・障害認識論	1・2		1	
認知症ケア論	1・2		1	
緩和ケア論	1・2		1	
医療人類学論	1・2		1	
疫学的研究方法論	1・2		1	
現象学的研究方法論	1・2		1	
<修了要件>				
1) 臨床福祉学専攻科目は、専攻領域の福祉原論、福祉援助論、福祉展開論の中から2単位並びに演習科目4単位と「臨床福祉学特別研究」の6単位を含む合計12単位以上を修得する。				
2) 看護福祉学研究科共通科目は選択履修とする。				
所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。				

別表 (F)

臨床心理学専攻 (博士前期課程)

授業科目の名称		配当年次	単位数	
			必修	選択
必修科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開	1	4	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	1	2	
	教育分野に関する理論と支援の展開	1	2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1	2	
	心理的アセスメントに関する理論と実践	1	4	
	心理支援に関する理論と実践	1	4	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1	2	
	心の健康教育に関する理論と実践	1	2	
	心理実践実習Ⅰ	1	2	
	心理実践実習Ⅱ	2	6	
	心理実践実習Ⅲ	2	6	
	公認心理師課題演習	2	2	
	心理基礎演習	1	2	
	臨床心理学課題研究	1～2	8	
選択科目	精神薬理学	1		1
	臨床心理学研究法	1		2

必修科目50単位を含め、合計50単位以上を履修するものとする。

配当年次欄の1～2は2年間を通じて履修する科目を示す。

別表（G）

臨床心理学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
学習心理学研究	1・2		2	「学習心理学研究」・「生理心理学研究」・「臨床心理学研究」・「発達心理学研究」・「医療心理学研究」・「精神医学研究」の6教科目から2科目（4単位）以上を修得し、「臨床心理学特別研究」とあわせて10単位以上を修得する。
生理心理学研究	1・2		2	
臨床心理学研究	1・2		2	
発達心理学研究	1・2		2	
医療心理学研究	1・2		2	
精神医学研究	1・2		2	
臨床心理学特別研究	1～3	6		

別表（H）

リハビリテーション科学専攻（博士前期課程）

授業科目の名称		配当年次	単位数	
			必修	選択
共通科目	リハビリテーション教育特論	1・2	2	
	リハビリテーション管理学特論	1・2	2	
	リハビリテーション研究法特論Ⅰ（研究計画）	1	2	
	リハビリテーション研究法特論Ⅱ（量的研究）	1	2	
	リハビリテーション研究法特論Ⅲ（質的研究&事例研究）	1	2	
	医療英語特論	1・2		2
	医療経済学特論	1・2		2
	生命科学特論	1・2		2
	精神保健学特論	1		2

	保健医療統計学特論	1・2		2	
	リハビリテーション科学概論	1・2		2	
	心理学特論	1・2		2	
	医療倫理学特論	1・2		2	
専門科目	生体構造機能・病態解析学分野	解剖学特論	1・2	2	
		解剖学演習	1・2	2	
		身体運動科学特論	1・2	2	
		身体運動科学演習	1・2	2	
		運動・動作解析学特論	1・2	2	
		運動・動作解析学演習	1・2	2	
		先天異常学特論	1・2	2	
		先天異常学演習	1・2	2	
		臨床バイオメカニクス特論	1・2	2	
	臨床バイオメカニクス演習	1・2	2		
	リハビリテーション治療学分野	内部障害リハビリテーション学特論	1・2		2
		内部障害リハビリテーション学演習	1・2		2
		運動障害リハビリテーション学特論	1・2		2
		運動障害リハビリテーション学演習	1・2		2
		身体障害リハビリテーション学特論	1・2		2
		身体障害リハビリテーション学演習	1・2		2
		発達障害リハビリテーション学特論	1・2		2
		発達障害リハビリテーション学演習	1・2		2
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2
		聴覚障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2
		聴覚障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2
		発声発語障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2
		発声発語障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2
		摂食嚥下障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2
		摂食嚥下障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2
		高次脳機能障害リハビリテーション学特論	1・2		2
		高次脳機能障害リハビリテーション学演習	1・2		2
	失語症リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
	失語症リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
精神障害リハビリテーション学特論	1・2		2		
精神障害リハビリテーション学演習	1・2		2		
地域健康生活支援学分野	作業行動学特論	1・2		2	
	作業行動学演習	1・2		2	
	地域生活支援学特論	1・2		2	
	地域生活支援学演習	1・2		2	
応用特色科目	公衆衛生調査法	1・2		2	
	音楽療法特論	1・2		2	
	障害福祉学特論	1・2		2	
	高齢者福祉学特論	1・2		2	
	言語聴覚障害学フィールド・スタディ	1・2		2	
	コミュニケーション障害学特論	1・2		2	
	臨床リハビリテーション学（訪問）Ⅰ	1・2		2	

	臨床リハビリテーション学（訪問）Ⅱ	1・2		2
	臨床リハビリテーション学（認知症）Ⅰ	1・2		2
	臨床リハビリテーション学（認知症）Ⅱ	1・2		2
	臨床リハビリテーション学（がん）Ⅰ	1・2		2
研究指導	リハビリテーション科学研究	2	8	
修了要件 (1) 共通科目から10単位以上を修得する。 (2) 専門科目から専攻する領域の特論・演習科目4単位以上を修得する。 (3) 研究指導8単位を修得する。 (4) 上記ならびに選択科目を含め、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。（ただし、専門科目の演習は同一科目名の特論の履修を条件とする。）				

別表（Ⅰ）

リハビリテーション科学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称		配当年次	単位数	
			必修	選択
共通科目	リハビリテーション科学研究法特講	1	1	
	リハビリテーション実践指導特講	1	1	
専門科目	生体構造機能・病態解析学特講Ⅰ	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講Ⅱ	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講Ⅲ	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講Ⅳ	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講Ⅴ	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習Ⅰ	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習Ⅱ	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習Ⅲ	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習Ⅳ	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習Ⅴ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅰ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅱ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅲ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅳ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅴ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅵ	1		2
	リハビリテーション治療学特講Ⅶ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅰ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅱ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅲ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅳ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅴ	1		2
	リハビリテーション治療学演習Ⅵ	1		2
リハビリテーション治療学演習Ⅶ	1		2	
地域健康生活支援学特講Ⅰ	1		2	
地域健康生活支援学特講Ⅱ	1		2	
地域健康生活支援学演習Ⅰ	1		2	
地域健康生活支援学演習Ⅱ	1		2	
特別研究	リハビリテーション科学特別研究	1～3	6	
修了要件				

共通科目2単位（必修）、専門科目のうち専攻する専門領域の特講・演習科目4単位、特別研究6単位（必修）、合計12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。

別表（J）

臨床検査学専攻						
修士課程						
授業科目		講義その他の区分	授業を行う年次	単位数		
				必修	選択	
共通科目	自然科学特論	講義	1・2	2		
	臨床検査管理学特論	講義	1・2	2		
	臨床検査研究法特論Ⅰ	講義	1	2		
	臨床検査研究法特論Ⅱ	講義	1	2		
	保健医療データサイエンス特論	講義	1・2	2		
応用特色科目	保健医療管理学特論	講義	1・2		2	
	医療病態学特論	講義	1・2		2	
	医療予防医学特論	講義	1・2		2	
	先端医科学特論	講義	1・2		2	
	医療英語特論	講義	1・2		2	
専門科目	生体情報解析学分野	生体機能解析学特論	講義	1		2
		生体機能解析学演習	演習	1		2
		病態情報解析学特論	講義	1		2
		病態情報解析学演習	演習	1		2
		血液病態解析学特論	講義	1		2
		血液病態解析学演習	演習	1		2
		免疫細胞生物学特論	講義	1		2
		免疫細胞生物学演習	演習	1		2
		感染生物学特論	講義	1		2
		感染生物学演習	演習	1		2
		遺伝子関連検査学特論	講義	1		2
		遺伝子関連検査学演習	演習	1		2
		分子細胞病理学特論	講義	1		2
		分子細胞病理学演習	演習	1		2
研究指導	生体情報解析学研究	演習	1～2	1 2		
<p>必修科目である「共通科目」（必修10単位）のほか、「応用特色科目」から4単位以上、「専門科目」から4単位以上を履修し、「研究指導」の「生体情報解析学研究（必修12単位）」とあわせて30単位以上を修得すること。</p> <p>※「専門科目」については、7つの専門分野のうち、同じ専門分野である特論と演習を必ず含む4単位以上であること。</p>						

大学院医療技術科学研究科委員会規程

令和3年12月23日制定

(設置)

第1条 北海道医療大学大学院学則第27条第4項の規定に基づき、北海道医療大学大学院医療技術科学研究科（以下「研究科」という。）に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科の教授
 - (2) その他委員会の議を経て、研究科長が認めた者
- 2 学長は、委員会に出席することができる。
 - 3 研究科長は、必要と認めたときは、委員会の議を経て、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

(招集及び議長)

第3条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員会は、毎月1回招集するものとする。ただし、研究科長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議事運営)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決は、特に定めのあるものを除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 外国出張及び休職期間中の委員は、前各号の定足数算定の基礎に算入しない。

(委員会の非公開)

第6条 委員会は、原則として非公開とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て評議会が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。